条例	逐条解釈
青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次 　第一章　総則（第一条―第五条） 　第二章　訪問介護 　　第一節　基本方針（第六条） 　　第二節　人員に関する基準（第七条・第八条） 　　第三節　設備に関する基準（第九条） 　　第四節　運営に関する基準（第十条―第四十三条） 　　第五節　基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条） 　第三章　訪問入浴介護 　　第一節　基本方針（第四十九条） 　　第二節　人員に関する基準（第五十条・第五十一条） 　　第三節　設備に関する基準（第五十二条） 　　第四節　運営に関する基準（第五十三条―第六十条） 　　第五節　基準該当居宅サービスに関する基準（第六十一条―第六十四条） 　第四章　訪問看護 　　第一節　基本方針（第六十五条） 　　第二節　人員に関する基準（第六十六条・第六十七条） 　　第三節　設備に関する基準（第六十八条）	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の逐条解釈について 　この逐条解釈は、青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年青森市条例第 8 号。以下「条例」という。）及び青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年青森市条例第 9 号。以下「予防条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 第１　条例及び予防条例（以下「条例等」という。）の性格 　１　条例等は、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。 　２　指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が条例等を満たさない場合には、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、条例等に違反することが明らかになった場合には、市長は、①相当の期間を定めて条例等を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯及び当該

勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示する。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、条例等に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

①　次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために条例等に違反したとき
　イ　指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
　ロ　居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者又はそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
②　利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
③　その他①及び②に準ずる重大かつ明白な条例等違反があったとき

3　条例等に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者

が条例等を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとすること。

4　特に、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業の多くの分野においては、条例等に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、条例等違反に対しては、厳正に対応する。

第２　総論

1　事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

①　利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

②　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

③　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

④　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

⑤　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に

第一款　この節の趣旨及び基本方針（第二百六条・第二百七条） 第二款　設備に関する基準（第二百八条） 第三款　運営に関する基準（第二百九条―第二百十七条） 第十一章　特定施設入居者生活介護 第一節　基本方針（第二百十八条） 第二節　人員に関する基準（第二百十九条・第二百二十条） 第三節　設備に関する基準（第二百二十一条） 第四節　運営に関する基準（第二百二十二条―第二百三十八条） 第五節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針（第二百三十九条・第二百四十条） 第二款　人員に関する基準（第二百四十一条・第二百四十二条） 第三款　設備に関する基準（第二百四十三条） 第四款　運営に関する基準（第二百四十四条―第二百四十九条） 第十二章　福祉用具貸与 第一節　基本方針（第二百五十条） 第二節　人員に関する基準（第二百五十一条・第二百五十二条） 第三節　設備に関する基準（第二百五十三条） 第四節　運営に関する基準（第二百五十四条―第二百六十四条） 第五節　基準該当居宅サービスに関する基準（第二百六十五条・第二百六十六条） 第十三章　特定福祉用具販売 第一節　基本方針（第二百六十七条）	行われること。 ２　指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。 例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、指定介護予防サービスにおいても、訪問介護員等を常勤換算方法で 2.5 人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で 5 人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で 2.5 人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、指定介護予防サービスに該当する訪問介護も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。 設備、備品についても同様であり、例えば、定員 30 人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは 30 人×3 ㎡＝90 ㎡を確保する必要があるが、この 30 人に介護予防通所介護事業所の利用者も含めて通算することにより、要介護者 15 人、要支援者 15 人であっても、あるいは要介護者 20 人、要支援者 10 人の場合であっても、合計で 90

第二節　人員に関する基準（第二百六十八条・第二百六十九条）
第三節　設備に関する基準（第二百七十条）
第四節　運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）
第十四章　雑則（第二百七十八条）
附則

第一章　総則

（趣旨）
第一条　この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）
第二条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（指定居宅サービスの事業者の指定の基準）
第三条　法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導（第九十一条に規定するものをいう。）又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護（第六十五条に規定するものをいう。）、訪問リハビリテーション（第八十一条に規定するものをいう。）、通所リハビリテーション（第百三十七条に規定するものをいう。）若しくは短期入所療養介護（第百九十条に規定するものをいう。）に係る事業を行う者にあっては、この限りでない。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービスの基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要がある。

第四条　指定居宅サービスを行う者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 （暴力団の排除） 第五条　指定居宅サービス事業者及び従業者は、青森市暴力団排除条例（平成二十三年青森市条例第三十三号）第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に避難されるべき関係にあるものであってはならない。	
第二章　訪問介護 第一節　基本方針 第六条　指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。	第３　介護サービス 一　訪問介護
第二節　人員に関する基準 （訪問介護員等の員数） 第七条　指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士	１　人員に関する基準 (1)　訪問介護員等の員数（条例第７条第１項） ①　指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で 2.5 人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められ

又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。 2　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第七条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第六条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、当該利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 3　前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4　第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければ	たものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。 ②　勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等（以下「登録訪問介護員等」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。 イ　登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等 1 人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。 ロ　登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。 ③　出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。 なお、条例等における「常勤換算方法」とは、当該事業所の

ならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第八条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第四十九条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。 5　指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第八条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	従業者の勤務延時間数（勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。）を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間につき 32 時間を下限とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。 　また、条例等における「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 (2)　サービス提供責任者（条例第 7 条第 2 項） ①　利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1 人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上

	限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。 イ　管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。 ロ　利用者の数については、前 3 月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、 若しくは再開し、又は定員を増加させた場合は、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、事業開始等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の 90%を利用者数とし、事業開始等の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者等の延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、事業開始等の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。また、定員を減少させた場合には、定員減少後の実績が 3 月以上あるときは、定員減少後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。 ハ　当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1 人として計算すること。 ②　利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員について

	は、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。 イ　利用者の数が 40 人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を 40 で除して得られた数（小数第 1 位に切り上げた数）以上とする。 ロ　イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 a　利用者の数が 40 人超 200 人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から 1 を減じて得られる数以上 b　利用者の数が 200 人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数（1 の位に切り上げた数）以上 従って、具体例を示すと別表 1 に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。 なお、条例等における「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週につき 32 時間を下限とする。）に達して

いることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

③　サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成 24 年厚生労働省告示第 118 号）各号に定める者であって、原則として常勤のものから選任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

イ　専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。

　なお、条例等における「専ら従事する」「専ら提供に当たる」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものである。

ロ　イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの

	職務については、第３の一の（２）の②のロにいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。 ④　サービス提供責任者の任用要件として、「3 年以上介護等の業務に従事した者であって、2 級課程を修了したもの」を定めているところであるが、この要件については暫定的なものであることから、指定訪問介護事業者は、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。 また、ここでいう「3 年以上介護等の業務に従事した者」については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 2 号に規定する「3 年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添 2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」を参考にすること。 なお、3 年間の実務経験の要件が達成された時点と 2 級課程の研修修了時点との前後関係は問わないものであること。 また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動法（平成 10 年法律第 1 号）に基づき設立さ

	れた特定非営利活動法人が法第70条第1項の規定に基づき訪問介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該法人が指定を受けて行うことを予定している訪問介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当した経験を有する者の経験を、当該者の3年の実務経験に算入する場合がある。 なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としても実務経験の算入を認められたものと解してはならないこと。 (3)　管理者（条例第8条） 指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はない。 ①　当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 ②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施

第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第九条　指定訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合がある。） ２　設備に関する基準（条例第９条） (1)　指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けられていることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 (2)　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (3)　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 　なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

第四節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第十条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利	３　運営に関する基準 (1)　内容及び手続の説明及び同意 条例第 10 条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ４　指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 ５　前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	

（提供拒否の禁止）

第十一条　指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十二条　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十三条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(2)　提供拒否の禁止

条例第 11 条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成 12 年 11 月 16 日老振第 76 号）の 1 を除く。）。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。

(3)　サービス提供困難時の対応

指定訪問介護事業者は、条例第 11 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、条例第 12 条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(4)　受給資格等の確認

①　条例第 13 条第 1 項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事

2　指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。	業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 ②　同条第 2 項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。
（要介護認定の申請に係る援助） 第十四条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。	(5)　要介護認定の申請に係る援助 ①　条例第 14 条第 1 項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 ②　同条第 2 項は、要介護認定の有効期間が原則として 6 か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から 30 日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めると

	きは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する 30 日前に行われるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
（心身の状況等の把握） 第十五条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第十六条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第十七条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介	(6)　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第 17 条は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 64 条第 1 号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、施行

護支援事業者に依頼する旨を保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十八条　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第十九条　指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

規則第 64 条第 1 号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(7)　居宅サービス計画等の変更の援助

条例第 19 条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画（法第 8 条第 21 項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合に

	は支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
（身分を証する書類の携行） 第二十条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	(8)　身分を証する書類の携行 条例第 20 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うよう努めること。
（サービスの提供の記録） 第二十一条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。	(9)　サービスの提供の記録 ①　条例第 21 条第 1 項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容（例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。 ②　同条第 2 項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、

（利用料等の受領） 第二十二条　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅サービス費が利用者に代わり当該居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅サービス費に係る指定居宅サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、条例第43条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 (10)　利用料等の受領 ①　条例第22条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 ②　同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。 なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ　利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であ

3　指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4　指定訪問介護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	り、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ　会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。 ③　同条第 3 項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前 2 項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 ④　同条第 4 項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。
（保険給付の請求のための証明書の交付） 第二十三条　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	(11)　保険給付の請求のための証明書の交付 条例第 23 条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
（指定訪問介護の基本取扱方針）	

第二十四条　指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定訪問介護の具体的取扱方針） 第二十五条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 二　指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 三　指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 四　常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定訪問介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	(12)　指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針 条例第 24 条及び第 25 条にいう指定訪問介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。 ①　提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。 ②　指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。
（訪問介護計画の作成） 第二十六条　サービス提供責任者（第七条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を	(13)　訪問介護計画の作成 ①　条例第 26 条第 1 項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメ

作成しなければならない。

2　訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4　サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

5　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

6　第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

ント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

②　同条第 2 項は、訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

　なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

③　同条第 3 項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

④　同条第 4 項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。

　なお、訪問介護計画は、条例第 43 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。

⑤　サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとと

	もに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
（同居家族に対するサービス提供の禁止） 第二十七条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。	
（利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知） 第二十八条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しなければならない。 一　正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	(14)　利用者に関する市町村への通知 条例第 28 条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第 22 条第 1 項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第 64 条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から保険者市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
（緊急時等の対応） 第二十九条　訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(15)　緊急時等の対応 条例第 29 条は、訪問介護員等が現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。
（管理者及びサービス提供責任者の業務） 第三十条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の管理者に、当該指定訪問介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）及び業務の管理を、一元的に行わせるものとする。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の管理者に、当該指定訪	(16)　管理者及びサービス提供責任者の業務 条例第 30 条は、指定訪問介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の管理者に、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に条例第 2 章第 4 節（運営に関する基準）を遵

問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。 ３　指定訪問介護事業者は、サービス提供責任者に、第二十六条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。 一　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 二　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 三　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 四　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 五　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 六　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 七　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 八　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 （運営規程） 第三十一条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間	守させるための指揮命令を、サービス提供責任者に、指定訪問介護に関するサービス内容の管理について必要な業務等として、条例第 30 条第 3 項各号に具体的に列記する業務を行わせるものである。この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも 1 人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。 なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。 (17)　運営規程 条例第 31 条は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定

四　指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
五　通常の事業の実施地域
六　緊急時等における対応方法
七　その他事業の運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）
第三十二条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以

を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

① 指定訪問介護の内容（第4号）
「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものであること。

② 利用料その他の費用の額（第4号）
「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、条例第22条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。

③ 通常の事業の実施地域（第5号）
通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること（以下条例第58条第5号、第78条第5号、第88条第5号、第108条第6号、第144条第6号及び第258条第5号についても同趣旨。）。

(18) 介護等の総合的な提供
条例第32条は、条例第6条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たっては、多種多様な訪問介護サービスの提供を

下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。	行うべき旨を明確化したものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならず（通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。）、また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。 　また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。 　さらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者について、都道府県知事が法第 70 条第 1 項に基づく指定を行うに当たっては、事業所の所在地の市町村に対して意見を求めることとする（確認すべき事項等については別に定める。）。 　なお、条例第 32 条は、基準該当訪問介護事業者には適用されな

（勤務体制の確保等） 第三十三条　指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 ３　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	い。 (19)　勤務体制の確保等 条例第 33 条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ①　指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。 ②　同条第 2 項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を　　　　提供するべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和 61 年厚生省令第 49 号）第 1 条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第 40 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除く。）であってはならないことに留意すること。 ③　同条第 3 項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介

	護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。
（衛生管理等） 第三十四条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	(20)　衛生管理等 条例第 34 条は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
（掲示） 第三十五条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	
（秘密保持等） 第三十六条　指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該従業者でなくなった場合も同様とする。 ２　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個	(21)　秘密保持等 ①　条例第 36 条第 1 項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者及び従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ②　同条第 2 項は、指定訪問介護事業者に対して、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者及び過去に従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたもの

人情報を用いる場合は利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	であり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③　同条第 3 項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
（広告） 第三十七条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第三十八条　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	(22)　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第 38 条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
（苦情処理）	(23)　苦情処理

第三十九条　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知しなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ３　指定訪問介護事業者は、第一項の措置又は提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市又は保険者市町村（以下この条において「市等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、市等からの求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。 ４　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。	①　条例第 39 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 ②　同条第 2 項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 　また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 　なお、条例第 43 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければならない。 ③　同条第 3 項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

（地域との連携） 第四十条　指定訪問介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。	(24)　地域との連携 　条例第 40 条の 2 は、条例第 4 条第 2 項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 　なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
（事故発生時の対応） 第四十一条　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ３　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	(25)　事故発生時の対応 　条例第 41 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 　また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 　なお、条例第 43 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。 　このほか、以下の点に留意するものとする。 ①　利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場

	合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。 ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
（会計の区分） 第四十二条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	(26)　会計の区分 条例第 42 条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 1 号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号）及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号）によるものであること。
（記録の整備） 第四十三条　指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第二十六条第一項の訪問介護計画	

二　第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	
第五節　基準該当居宅サービスに関する基準	４　基準該当訪問介護に関する基準 青森市内に所在する事業者においては、サービスの確保が十分になされていることから、当分の間はこれを認めない。ただし、青森市外における離島・山間地・過疎等の地域に居住する青森市の居宅要介護等被保険者に対し、都道府県の指定を受けていない事業者がサービスを提供する場合にあって、その地域特有の実情により当該事業者の他にサービス事業者が十分になく、適切なサービス量の確保が困難であると市が認める場合には、この限りでない。
（訪問介護員等の員数） 第四十四条　基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定す	(1)　訪問介護員等の員数（条例第 44 条） 基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、3 人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として 3 人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その

る政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。 ２　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 ３　基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第四十四条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第3の一の1の(1)に準じて取り扱うべきものである。 なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。
（管理者） 第四十五条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	(2)　管理者（条例第45条） 指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第3の一の1の(3)を参照すること。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。
（設備及び備品等） 第四十六条　基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画が設けられているほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第四十六条第一項に規定する設	(3)　設備及び備品等 条例第46条は、基準該当訪問介護事業所の設備及び備品等についての規定であるが、指定訪問介護事業所の場合と基本的に同趣旨であるため、第3の一の2を参照すること。

備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （同居家族に対するサービス提供の制限） 第四十七条　基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である当該利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 一　当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合 二　当該訪問介護が、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合 三　当該訪問介護が、第四十四条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 四　当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五　当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合 ２　基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る第四十八条	(4)　同居家族に対するサービス提供の制限 条例第 47 条は、同条第 1 項各号に定める場合に限り、同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。 特に、同条第 1 項第 1 号にあるとおり、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護による訪問介護だけでは必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり、市町村は、その運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域における指定訪問介護の確保に努めることとする。 ①　市町村は、同居家族に対する訪問介護を行おうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、同居家族に対する訪問介護が認められるための要件に満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。 ②　市町村は、いったん認めた同居家族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めるものとする。 ③　市町村は、条例第 47 条第 1 項各号に規定する要件に反した訪問介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該訪問介護員等

において準用する第二十六条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第四十八条　第一節及び第四節（第十七条、第二十二条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条第四項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条第二項及び第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十二条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十六条第一項中「第七条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「第三十条」とあるのは「第四十八条において準用する第三十条」と読み替えるものとする。 第三章　訪問入浴介護 第一節　基本方針 第四十九条　指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問	による訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わされているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当訪問介護事業者に対して行うものとする。 (5)　運営に関する基準 条例第 48 条の規定により、条例第 17 条、第 22 条第 1 項、第 27 条、第 32 条並びに第 39 条第 5 項及び第 6 項を除き、指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで及び(7)から(26)まで((10)の①及び⒅除く。）を参照すること。この場合において、準用される条例第 22 条第 2 項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。 二　訪問入浴介護

入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、当該利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第五十条　指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　一人以上 二　介護職員　二人以上 ２　前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。 ３　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第五十条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第四十九条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合	1　人員に関する基準 (1)　従業者の員数（条例第 50 条） 指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要の数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、条例第 55 条第 4 号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。 (2)　管理者（条例第 51 条） 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の一の 1 の(3)を参照すること。

については、指定介護予防サービス等基準条例第五十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第五十一条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第五十二条　指定訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	２　設備に関する基準（条例第 52 条） (1)　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 (2)　専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。 (3)　専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保

第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第五十三条　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通 費 二　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 ４　指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当た	する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 ３　運営に関する基準 (1)　利用料等の受領 ①　条例第 53 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項は、指定訪問介護に係る第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項と同趣旨であるため、第 3 の一の 3 の(10)の①、②及び④を参照すること。 ②　同条第 3 項は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、前 2 項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第五十四条　指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第五十五条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。

二　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四　指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とすること。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には、主治の医師の意見を確

(2)　指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、条例第 54 条及び第 55 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

①　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。

②　条例第 55 条第 2 号に定める「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。

③　同条第 4 号に定める「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。

④　同条第 5 号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について留意すること。

認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができるものであること。 五　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。 ２　指定訪問入浴事業者は、指定訪問入浴事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定訪問入浴介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	イ　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者 1 人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。 ロ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者 1 人ごとに取り替えるか個人専用の　ものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。 ハ　消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。
（緊急時等の対応） 第五十六条　訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(3)　緊急時等の対応 条例第 56 条は、訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。 ①　協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ②　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必　　　要な事項を取り決めておくこと。
（管理者の業務） 第五十七条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の管理者に、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この	(4)　管理者の業務 条例第 57 条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の業務を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利

条において同じ。）の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。 ２　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の管理者に、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。 （運営規程） 第五十八条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　サービスの利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第五十九条　指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に条例第 3 章第 4 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 (5)　運営規程 　条例第 58 条は、指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規定を定め、これを当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第 6 号の「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指すものであることに留意するものとする。

一　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 三　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 四　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	
（準用） 第六十条　第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条及び第三十三条から第四十二条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条」と、第三十四条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	(6)　準用 条例第 60 条の規定により、条例第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条及び第 33 条から第 42 条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(26)まで（(19)の②なお書きを除く。）を参照すること。この場合において、条例第 34 条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。
第五節　基準該当居宅サービスに関する基準	4　基準該当訪問入浴介護に関する基準 青森市内に所在する事業者においては、サービスの確保が十分になされていることから、当分の間はこれを認めない。ただし、青森市外における離島・山間地・過疎等の地域に居住する青森市の居宅要介護等被保険者に対し、都道府県の指定を受けていない

	事業者がサービスを提供する場合にあって、その地域特有の実情により当該事業者の他にサービス事業者が十分になく、適切なサービス量の確保が困難であると市が認める場合には、この限りでない。
（従業者の員数） 第六十一条　基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　看護職員　一人以上 二　介護職員　二人以上 ２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(1)　従業者の員数（条例第 61 条） 基準該当訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要な数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、条例第 64 条により準用する条例第 55 条第 4 号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。
（管理者） 第六十二条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場	(2)　管理者（条例第 62 条） 指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第 3 の二の 1 の(2)を参照すること。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	
（設備及び備品等） 第六十三条　基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画が設けられているほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(3)　設備及び備品等（条例第 63 条） 指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第 3 の二の 2 を参照すること。
（準用） 第六十四条　第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条から第三十八条まで、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条から第四十二条まで及び第四十九条並びに第四節（第五十三条第一項及び第六十条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第五十八条」と、第二十一条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十四条中「設備及び備品等」とある	(4)　運営に関する基準 条例第 64 条の規定により、条例第 10 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 33 条から第 38 条まで、第 39 条（第 4 項を除く。）、第 40 条から第 42 条まで及び第 49 条並びに第 4 節（第 53 条第 1 項及び第 60 条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(26)まで（(19)の②なお書きを除く。）並びに第 3 の二の 3 を参照すること。この場合において、準用される条例第 53 条第 2 項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定する

のは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	ための基準となる費用の額（100 分の 90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。
第四章　訪問看護	三　訪問看護
第一節　基本方針 第六十五条　指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。	
第二節　人員に関する基準 （看護師等の員数） 第六十六条　指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）　次のイ又はロに掲げる従業者の区分に応じ、	1　人員に関する基準 (1)　看護師等の員数（条例第 66 条） ①　指定訪問看護ステーションの場合(条例第 66 条第 1 項第 1 号) イ　指定訪問者護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数については、常勤換算方法で 2.5 人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員

それぞれイ又はロに定める員数 イ　保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、二・五以上となる員数 ロ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 二　病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）　指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数 2　前項第一号イの看護職員のうち一人は、常勤でなければならない。 3　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十六条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（同条例第六十五条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第六十六条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4　指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第八条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同条例第六条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、同条例第八条第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たす	を確保するものとする。 ロ　勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。 ハ　理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置するものとする（配置しないことも可能である。）。 ニ　出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。 ②　指定訪問看護を担当する医療機関の場合（条例第 66 条第 1 項第 2 号） 指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置かなければならない。 ③　指定定期巡回・随時対応訪問介護看護又は指定複合型サービスとの一体的運営について（条例第 66 条第 4 項及び第 5 項） 指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業又は指定複合型サービス事業（以下③において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等」という。）の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数（常勤換算方法で 2.5）を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができるこ

とき（次項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ５　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第百九十四条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス（同条例第百九十三条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、同条例第百九十四条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第六十七条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 ２　指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 ３　指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	ととしている。 なお、指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。 (2)　指定訪問看護ステーションの管理者（条例第 67 条条） ①　訪問看護ステーションの管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定訪問看護ステーションの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障を及ぼすおそれがないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 イ　当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合 ロ　当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合 ハ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（こ

の場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられるが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）

② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 14 条第 3 項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しない者に該当しないものである。

③ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。

④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

第三節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

2 設備に関する基準

(1) 指定訪問看護ステーションの場合（条例第 68 条第 1 項）

第六十八条　指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室が設けられているほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていることをもって足りるものとする。

2　指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有し、専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画が確保されるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。

3　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十八条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

①　指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問者護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。

②　事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

③　指定訪問看護に必要な設備及び備品等が確保されている必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

(2)　指定訪問看護を担当する医療機関の場合（条例第 68 条第 2 項）

①　指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画が設けられている必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。

②　指定訪問看護事業に必要な設備及び備品等が確保されている必要がある。ただし、設備及び備品等については、当該医療機

	関における診療用に備え付けられたものを使用することが出来るものである。
第四節　運営に関する基準	3　運営に関する基準
（サービス提供困難時の対応） 第六十九条　指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。	(1)　サービス提供困難時の対応 指定訪問看護事業者が、指定訪問看護の提供を拒否する正当な理由としては、第3の一の3の(2)に示した理由のほか、利用申込者の病状等により、自ら適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合が該当するが、これらの場合には、条例第69条の規定により、指定訪問看護事業者は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。
（居宅介護支援事業者等との連携） 第七十条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
（利用料等の受領） 第七十一条　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払	(2)　利用料等の受領 ①　条例第71条第1項、第3項及び第4項については、第3の一の3の(10)の①、③及び④を参照すること。 ②　同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその

を受けるものとする。
2　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
3　指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
4　指定訪問看護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本取扱方針）
第七十二条　指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
2　指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）
第七十三条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところに

利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額の間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。
なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第3の一の3の(10)の②のなお書きを参照すること。

(3)　指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針
条例第72条及び第73条において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。
①　指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。
②　指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効

よるものとする。 一　指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十五条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、適切に行うこと。 二　指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 三　指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。 四　常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。 五　特殊な看護等については、これを行ってはならないものであること。 ２　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定訪問看護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。 ③　利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。 ④　指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。 ⑤　医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。
（主治の医師との関係） 第七十四条　指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 ２　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ３　指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 ４　当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場	(4)　主治医との関係（条例第 74 条） ①　指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。 ②　条例第 74 条第 2 項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主

合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。	治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。 ③　指定訪問看護事業所の管理者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。 ④　指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。 ⑤　保険医療機関が指定訪問看護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。
（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成） 第七十五条　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。 ２　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 ３　看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければ	(5)　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 ①　条例第 75 条は、看護師等（准看護師を除く。）が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。 ②　看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案する。 ③　看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用

ならない。 4　看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。 5　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 6　指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 7　前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。	者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。 ④　訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 　なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ⑤　訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。 　なお、交付した訪問看護計画書は、条例第 79 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。 ⑥　指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、条例第 74 条第 4 項により、主治の医師への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、条例第 75 条第 4 項に基づく訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 55 号）に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。 ⑦　看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供し

（同居家族に対する訪問看護の禁止） 第七十六条　指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。 （緊急時等の対応） 第七十七条　看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。 （運営規程） 第七十八条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において	た看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、条例第 75 条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（当該計画書を条例第 74 条第 4 項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。 ⑧　管理者にあっては、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 ⑨　指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。

「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　緊急時等における対応方法 七　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第七十九条　指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第七十四条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 二　第七十五条第三項の訪問看護計画書 三　第七十五条第五項の訪問看護報告書 四　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 五　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 六　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録	(6)　記録の整備 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、条例第 79 条により整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。

七　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定訪問看護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第八十条　第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条から第四十二条まで及び第五十七条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十八条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	(7)　準用 条例第 80 条の規定により条例第 10 条、、第 11 条、第 13 条から第 15 条まで、第 17 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 33 条から第 42 条まで及び第 57 条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)、(2)、(4)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(25)まで並びに第 3 の二の 3 の(4)を参照すること。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①　条例第 15 条（心身の状況等の把握）中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と読み替えられること。 ②　準用される条例第 33 条については、指定訪問着護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

第五章　訪問リハビリテーション 第一節　基本方針 第八十一条　指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、当該利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。	就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。 四　訪問リハビリテーション
第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第八十二条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。 ２　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定	1　人員に関する基準（条例第 82 条） 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければならない。

介護予防訪問リハビリテーション（同条例第八十条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第八十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等の要件） 第八十三条　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有するものである専用の区画が設けられているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等が備えられているものでなければならない。 ２　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第八十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	2　設備に関する基準 (1)　条例第 83 条は、指定訪問リハビリテーション事業所については、 ①　病院、診療所又は介護老人保健施設であること。 ②　指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ（利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース）を有する専用の区画が設けられてていること。なお、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとすること。 ③　指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等が備えられていること。 としたものである。 (2)　設備及び備品等については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。
第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第八十四条　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービ	3　運営に関する基準 (1)　利用料等の受領 条例第 84 条の規定は、指定訪問看護に係る条例第 71 条の規定

スに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 ４　指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針） 第八十五条　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。	と基本的に同趣旨であるため、第3の三の3の(3)を参照すること。 (2)　指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針及び具体的取扱方針（条例第85条及び第86条） ①　指定訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行うこととしたものであること。 ②　指定訪問リハビリテーションの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。 ③　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。 　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、指定訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図るものであること。 ④　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第八十六条　指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 二　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 三　常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者に対し、適切なサービスを提供すること。 四　それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。 ２　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定訪問リハビリテーションを提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	⑤　指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録すること。

（訪問リハビリテーション計画の作成）	(3)　訪問リハビリテーション計画の作成（条例第 87 条）
第八十七条　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。 ２　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 ４　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。	①　訪問リハビリテーション計画は、利用者ごとに、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて作成することとしたものである。利用者の希望、主治医の指示及び目標、具体的なリハビリテーション内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問リハビリテーション計画を立案する。 ②　訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解し　やすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。 ③　訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 　なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ④　訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で当該利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

	なお、交付した訪問リハビリテーション計画は、条例第89条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 ⑤　平成21年の介護報酬改定においてリハビリマネジメント加算が本体報酬に包括化された趣旨を踏まえ、リハビリテーションの実施は以下の手順を踏まえて行われることが望ましい。 イ　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同によりリハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行って訪問リハビリテーション計画の作成を行うこと。 ロ　必要に応じ、介護支援専門員を通して、他の居宅サービス事業所のサービス担当者に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、介護の工夫等）や連携を図るとともに、居宅サービス計画の変更の依頼を行うこと。 ハ　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すとともに、その内容を利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ニ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員や他の居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求めること。 ホ　利用終了時には、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。

（運営規程） 第八十八条　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　その他事業の運営に関する重要事項	
（記録の整備） 第八十九条　指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第八十七条第一項の訪問リハビリテーション計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の	(4)　記録の整備 条例第 89 条第 2 項の指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。

記録 五　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第九十条　第十条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条及び第七十条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十八条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	(5)　準用 条例第 90 条の規定により、条例第 10 条から第 15 条まで、第 17 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 33 条から第 36 条まで、第 38 条から第 42 条まで、第 57 条及び第 70 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(25)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照すること。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①　条例第 15 条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられること。 ②　準用される条例第 15 条については、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。

第六章　居宅療養管理指導 第一節　基本方針 第九十一条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な当該利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、当該利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。	五　居宅療養管理指導
第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第九十二条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。）の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者について、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。 一　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所　次に掲げる従	1　人員に関する基準（条例第 92 条） 指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者について、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。 (1)　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 ①　医師又は歯科医師 ②　薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。）又は管理栄養士　その提供する指定居宅療養管理指導の

業者 イ　医師又は歯科医師 ロ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 二　薬局である指定居宅療養管理指導事業所　薬剤師 三　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第六十六条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所　看護職員 ２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第八十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	内容に応じた適当数 (2)　薬局である指定居宅療養管理指導事業所　薬剤師 (3)　指定訪問看護ステーション等（指定訪問着護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 35 号）第 63 条第 1 項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この項において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所　看護職員
第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第九十三条　指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものであるほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等が備えられているものでなければならな	２　設備に関する基準 (1)　条例第 93 条は、指定居宅療養管理指導事業所については、 ①　病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であること。 ②　指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものであること。

い。 ２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十一条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第九十四条　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。	③　指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等が備えられていること。 としたものである。 (2)　設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。 ３　運営に関する基準 (1)　利用料等の受領 ①　条例第 94 条第 1 項及び第 4 項の規定は、条例第 22 条第 1 項及び第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の一の 3 の(10)の①及び④を参照すること。 ②　同条第 2 項の規定は、条例第 71 条第 2 項の規定と基本的に同趣旨であるため、第 3 の三の 3 の（3）の②を参照すること。 ③　同条第 3 項は、指定居宅療養管理指導の提供に関して、前 2 項の利用料のほかに、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費（通常の事業の実施地域内の交通費を含む。）の額の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

４　指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （指定居宅療養管理指導の基本取扱方針） 第九十五条　指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。 ２　指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第九十六条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに当該利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。 二　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、当該利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。 三　前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないものであること。	(2)　指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、条例第 96 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。 ①　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要介護者に対して行うものであり、サービスの提供状況に応じた指導又は助言が行えるよう日頃から居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者と連携を図ること。 ②　指定居宅療養管理指導事業者は、要介護者にサービスを提供している事業者に対して、サービス担当者会議への参加や文書の交付等を通じ、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。 ③　薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士及び看護職員は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指

四　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 五　前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。ただし、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付等により行うこと。 六　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。 ２　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 二　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 三　常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握	導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。

に努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供すること。 四　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 ３　看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。 二　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。 三　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。 ４　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者が前各項の方針に従い、適切に指定居宅療養管理指導を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	
（運営規程） 第九十七条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針	(3)　運営規程 条例第 97 条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定居宅療養管理指導事業所

二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第九十八条　指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 三　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 四　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第九十九条　第十条から第十五条まで、第十八条、第二十条、第二十一条、	ごとに義務づけたものであること。なお、第 4 号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、看護職員）ごとの種類を規定するものであること。 (4)　記録の整備 条例第 98 条第 2 項の指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれるものであること。 (5)　準用 条例第 99 条の規定により、条例第 10 条から第 15 条まで、第 18

第二十三条、第二十八条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条及び第七十条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十七条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第二十条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。	条、第20条、第21条、第23条、第28条、第33条から第36条まで、第38条から第42条まで、第57条及び第70条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第3の一の3の(1)から(5)まで、(8)、(9)、(11)、(14)及び(19)から(25)まで、第3の二の3の(4)並びに第3の三の3の(2)を参照すること。この場合において、次の点に留意するものとする。 ① 条例第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第20条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えられること。 ② 準用される条例第33条については、居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであること。
第七章　通所介護 第一節　基本方針 第百条　指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	六　通所介護
第二節　人員に関する基準 （従業者の員数）	1　人員に関する基準 (1)　事業者の員数（条例第101条）

第百一条　指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 二　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定通所介護の単位（指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三　介護職員　指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第九十八条に規定する指定介護予防通所介護をいう。	①　指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであり、例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 イ　指定通所介護が同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ロ　午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。 ②　7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。 ③　条例第 101 条第 1 項第 1 号の生活相談員、同項第 3 号の介護職員及び同条第 2 項の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものであ

以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四　機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者をいう。以下同じ。） 一人以上 2　当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 3　指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。 4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の指定通所介護	る。 ④　生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。 （確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式） 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、1 単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を 6 時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時（正午から午後 1 時までを除く。）となり、提供時間数は 8 時間となることから、従業者の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 ⑤　条例第 101 条第 1 項第 3 号にいう介護職員（第 2 項の適用を受ける場合の看護職員又は介護職員を含む。以下⑤について同じ。）については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。

の単位の介護職員として従事することができるものとする。 5　第一項第四号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 7　指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第九十九条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百二条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。 （確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式） ・利用者数 15 人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数 16 人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（(利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数 ※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数 18 人、提供時間数を 5 時間とした場合、(18－15）÷5＋1＝1.6 となり、5 時間の勤務時間数を 1.6 名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、5×1.6＝8 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表 2 に示すものとする。 なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時 1 名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時 1 名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指

	定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に 1 名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。 ⑥　看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 ⑦　利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して指定通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して指定通所介護を提供する場合であって、それぞれの指定通所介護の定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者 10 人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。 ⑧　同一事業所で複数の単位の指定通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである（条例第 101 条第 6 項関係）。 ⑵　生活相談員（条例第 101 条第 1 項第 1 号） 生活相談員については、下記のいずれかに該当する者でなけれ

	ばならない。 （イ）社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者 a 大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 b 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 c 社会福祉士 d 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 e 精神保健福祉士 f 大学において、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者 （ロ）（イ）と同等以上の能力を有すると認められる者 a 介護支援専門員 b 介護福祉士 c 社会福祉法第 2 条に定める第一種社会福祉事業を行う施設、介護保険施設、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・診療所、指定居宅サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）又は指定地域密着型サービス事業所で 2 年以上介護又は相談業務に従事した者 (3)　機能訓練指導員（条例第 101 条第 6 項） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防

第三節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第百三条　指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。

２　前項に掲げる食堂、機能訓練室及び相談室の設備の基準は、次のとおりとする。

一　食堂及び機能訓練室

イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。

ロ　イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供及び機能訓練に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。

止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

(4)　管理者（条例第 102 条）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の一の 1 の(3)を参照すること。

２　設備に関する基準（条例第 103 条）

(1)　事業所

事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

(2)　食堂及び機能訓練室

①　指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）については、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定通所介護

二　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

4　指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百一条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第百四条　指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定

の単位をさらにグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。なお、平成 25 年 4 月 1 日以降に指定を受ける場合は、当該面積の算定は内法方法により、室内に洗面設備等が設けられているときはそれらの面積を除くこと。

②　指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ　当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ　指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

(3)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

3　運営に関する基準

(1)　利用料等の受領

①　条例第 104 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、指定訪問

通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する当該利用者に対して行う送迎に要する費用 二　指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 三　食事の提供に要する費用 四　おむつ代 五　前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第三号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定通所介護事業者は、第三項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及	介護に係る第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の一の 3 の(10)の①、②及び④を参照すること。 ②　同条第 3 項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、 イ　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ロ　指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ハ　食事の提供に要する費用 ニ　おむつ代 ホ　前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの については、前 2 項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 419 号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

<table>
<tr>
<td>
び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（指定通所介護の基本取扱方針）
第百五条　指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（指定通所介護の具体的取扱方針）
第百六条　指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一　指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
二　通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
三　指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
四　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを当該利用者の希望に添って適切に提供すること。
五　認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。
２　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定通所介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。
</td>
<td>
(2)　指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針
指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、条例第 105 条及び第 106 条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。
①　指定通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。
②　条例第 106 条第 2 号で定める「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。
③　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。
④　指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。
イ　あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
</td>
</tr>
</table>

（通所介護計画の作成） 第百七条　指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。 ２　通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ３　指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 ４　指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 ５　通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	(3)　通所介護計画の作成 ①　条例第 107 条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。 ②　通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 ③　通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ④　通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 なお、交付した通所介護計画は、条例第 113 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。 ⑤　通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に

（運営規程） 第百八条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定通所介護の利用定員 五　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　その他事業の運営に関する重要事項	説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 (4)　運営規程 条例第 108 条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①　営業日及び営業時間（第 3 号） 指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。 なお、7 時間以上 9 時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること（条例第 144 条第 3 号についても同趣旨）。 例えば、提供時間帯（9 時間）の前に連続して 1 時間、後に連続して 2 時間、合計 3 時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は 12 時間であるが、運営規程には、提供時間帯 9 時間、延長サービスを行う時間 3 時間とそれぞれ記載するものとすること（条例第 144 条第 3 号の「営業日　及び営業時間」についても同趣旨）。 ②　指定通所介護の利用定員（第 4 号） 利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう

（勤務体制の確保等） 第百九条　指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者への処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	ものであること（条例第 144 条第 4 号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨）。 ③　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額（第 5 号） 「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること（条例第 144 条第 5 号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同趣旨）。 ④　サービス利用に当たっての留意事項（第 7 号） 利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること（条例第 144 条第 7 号についても同趣旨）。 ⑤　非常災害対策（第 9 号） (6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること（条例第 144 条第 8 号、第 165 条第 8 号、第 202 条第 6 号及び第 233 条第 8 号についても同趣旨）。 (5)　勤務体制の確保等 条例第 109 条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①　指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。 ②　同条第 2 項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきで

（定員の遵守）

第百十条　指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第百十一条　指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

あるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

(6)　非常災害対策

条例第 111 条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業

（衛生管理等） 第百十二条　指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （記録の整備） 第百十三条　指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百七条第一項の通所介護計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録	務を行わせるものとする。 (7)　衛生管理等 条例第 112 条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 ①　指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ②　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ③　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

四　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定通所介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	
（準用） 第百十四条　第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで及び第五十七条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	(8)　準用 条例第 114 条の規定により、条例第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 35 条から第 42 条まで及び第 57 条は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第３の一の３の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び(21)から(25)並びに第３の二の３の(4)を参照すること。
第五節　指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第百十五条　第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、こ	５　指定療養通所介護の事業

の節に定めるところによる。	
（基本方針）	(1)　指定療養通所介護の基本方針
第百十六条　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	指定療養通所介護の対象者は、医療及び介護双方の必要性が高い者であることから、主治の医師並びに、現に訪問看護を利用している場合は、当該事業者と密接な連携を図りつつ実施することを規定したものである。
２　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。	
第二款　人員に関する基準	(2)　人員に関する基準
（従業者の員数）	①　従業者の員数（条例第 117 条）
第百十七条　指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。	イ　指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者 2 人の場合は 1.3 人以上、3 人の場合は 2 人以上、5 人の場合は 3.3 人以上を確保することが必要であり、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従するべき時間の割合を示したものである。
２　前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。	ロ　常勤の看護師は、専ら指定療養通所介護の職務に従事する

（管理者） 第百十八条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 ２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。 ３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	者を 1 人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。 ハ　療養通所介護計画に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間が短い利用者（3 時間以上 6 時間未満）と長い利用者（6 時間以上 8 時間未満）が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を 1.5 で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。 ②　管理者（条例第 118 条） イ　指定療養通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定療養通所介護の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定療養通所介護の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 a　当該指定療養通所介護の看護職員としての職務に従事する場合 b　訪問看護ステーションなど他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所

第三款　設備に関する基準 （利用定員） 第百十九条　指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を九人以下とする。 （設備及び備品等） 第百二十条　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。	施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。） ロ　指定療養通所介護事業所の管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 14 条第 3 項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しないものに該当しないものである。 ハ　指定療養通所介護事業所の管理者は、訪問者護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい)。 (3)　設備に関する基準 ①　利用定員等 利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて 8 人までの範囲で定めることとするものである。 ②　設備及び備品等 イ　指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではない。 ロ　専用の部屋の面積は、利用者 1 人につき 6.4 平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。 ハ　指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならない

３　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。	が、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者とみなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者 6 人、利用者以外の者 2 人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて 5.3 人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに 8 人とみなされていることから、これを上限としなければならない。
第四款　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第百二十一条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百二十八条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務体制、第百二十六条第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百二十九条第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定療養通所介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　第十条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 （心身の状況等の把握） 第百二十二条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者	(4)　運営に関する基準 ①　内容及び手続の説明及び同意 指定療養通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定療養通所介護事業所の運営規程の概要、従業者等の勤務体制、緊急時対応医療機関との連絡体制、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定療養通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定療養通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、当該利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。	
（居宅介護支援事業者等との連携） 第百二十三条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。 ４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	②　居宅介護支援事業者等との連携 指定療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続き当該指定療養通所介護を利用することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス提供等を通して得た利用者の心身の状態等必要な情報を当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供するよう努めなければならないことを定めたものである。
（指定療養通所介護の具体的取扱方針）	③　指定療養通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

第百二十四条　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 二　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 三　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 四　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。 五　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを当該利用者の希望に添って適切に提供すること。 ２　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定療養通所介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	指定療養通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、条例第 105 条及び第 124 条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。 イ　条例第 124 条第 2 号で定める「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。 ロ　利用者の体調の変化等を指定療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ること。 ハ　指定療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。 a　あらかじめ療養通所介護計画に位置付けられていること b　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること
（療養通所介護計画の作成） 第百二十五条　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画	④　療養通所介護計画の作成 イ　条例第 125 条で定める療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成にあたることとしたものである。

を作成しなければならない。
2　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
3　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十五条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
4　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
5　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
6　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

（緊急時等の対応）
第百二十六条　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について当該利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

ロ　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものである。
なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものとする。
ハ　療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
なお、交付した療養通所介護計画は、条例第 131 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。
ニ　療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。
⑤　緊急時の対応について
緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別に具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者毎に定めておかなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、当該利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。 ３　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百二十九条第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ４　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、当該利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。 ５　第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。 （管理者の業務） 第百二十七条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。 ２　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わせなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指	

定療養通所介護の提供に適切な環境を整備させなければならない。 ４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わせなければならない。 ５　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。 （運営規程） 第百二十八条　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定療養通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定療養通所介護の利用定員 五　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項 （緊急時対応医療機関） 第百二十九条　指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならな	

い。 ２　緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。	
（安全・サービス提供管理委員会の設置） 第百三十条　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。 ３　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。	⑥　安全・サービス提供管理委員会 指定療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。
（記録の整備） 第百三十一条　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供	

に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百二十五条第一項の療養通所介護計画 二　前条第二項に規定する検討の結果についての記録 三　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定療養通所介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第百三十二条　第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第四十二条まで、第百四条（第三項第二号を除く。）、第百五条及び第百九条から第百十二条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。	⑦　利用料等の受領 イ　利用料等の受領については、条例第 104 条（第 3 項第 2 号を除く。）を準用しているため、第 3 の六の 3 の(1)（②ロを除く。）を参照すること。 ロ　指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護の提供に伴い必要となる費用のうち通常の指定療養通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用については、指定療養通所介護の利用対象者の状態を勘案すると 8 時間以上のサービスを提供することは想定しにくいことか

第六節　基準該当居宅サービスに関する基準 （従業者の員数） 第百三十三条　基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 二　看護職員　基準該当通所介護の単位（基準該当通所介護であってそ	ら、利用者からの支払を受けることができるものとしては認められない。 4　基準該当通所介護に関する基準 青森市内に所在する事業者においては、サービスの確保が十分になされていることから、当分の間はこれを認めない。ただし、青森市外における離島・山間地・過疎等の地域に居住する青森市の居宅要介護等被保険者に対し、都道府県の指定を受けていない事業者がサービスを提供する場合にあって、その地域特有の実情により当該事業者の他にサービス事業者が十分になく、適切なサービス量の確保が困難であると市が認める場合には、この限りでない。 (1)　従業者の員数及び管理者（条例第 133 条及び第 134 条） 常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第 3 の六の 1 を参照すること。

の提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一人以上確保されるために必要と認められる数 三　介護職員　基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第百十四条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四　機能訓練指導員　一人以上 2　当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の	

提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 3　基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。 4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 5　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十四条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百三十四条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	

（設備及び備品等） 第百三十五条　基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所が確保されるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 イ　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ロ　イの規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所であることができるものであること。 二　生活相談を行う場所　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 ３　第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。 ４　基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十六条第一項から第三項ま	(2)　設備に関する基準（条例第 135 条） 指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第 3 の六の 2 を参照すること。

でに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第百三十六条　第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条（第五項及び第六項を除く。）、第四十条から第四十二条まで、第五十七条、第百条及び第四節（第百四条第一項及び第百十四条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十一条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第百四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	(3)　運営に関する基準 条例第 136 条の規定により、条例第 10 条から第 16 条まで、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 35 条から第 38 条まで、第 39 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 40 条、第 41 条、第 57 条、第 100 条及び第 7 章第 4 節（第 104 条第 1 項及び第 114 条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(7)、(9)、(11)、(14)、(15)及び(21)から(25)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の六の 3 を参照すること。この場合において、準用される条例第 104 条第 2 項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

第八章　通所リハビリテーション 第一節　基本方針 第百三十七条　指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、当該利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。	七　通所リハビリテーション
第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第百三十八条　指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　医師　指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員　次に掲げる員数 イ　指定通所リハビリテーションの単位（指定通所リハビリテーションであってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、利用者	1　人員に関する基準 (1)　指定通所リハビリテーション事業所（条例第 138 条第 1 項） ①　医師（第 1 号） 専任の常勤医師が 1 人以上勤務していること。 なお、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。 ②　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第 2 号） イ　指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 a　指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置い

（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第百十八条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、当該利用者の数を十で除した数以上 ロ　イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上 2　指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。 一　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下	た 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 b　午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合 ロ　6時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。 ハ　提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が 2 人必要である場合、提供時間帯の 2 分の 1 ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては 4 人が必要となる。）。 　また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が 100 人又はその端数を増すごとに 1 以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間 1 時間から 2 時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサー

の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一人以上確保されていること、又は、当該利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、当該利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二　前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

3　第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

4　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ジ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

ニ　なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ 1 人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

ホ　同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである（条例第 138 条第 1 項・第 2 項関

係)。

ヘ　従事者 1 人が 1 日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは 2 単位までとすること。ただし、1 時間から 2 時間までの通所リハビリテーションについては 0.5 単位として扱う。

(2)　指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合

①　医師（第 1 号）

イ　利用者の数が同時に 10 人を超える場合にあっては、(1)①を準用すること

ロ　利用者の数が同時に 10 人以下の場合にあっては、次に掲げる要件に適合していること

a　専任の医師が 1 人勤務していること。

b　利用者数は、専任の医師 1 人に対し 1 日 48 人以内であること。

②　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第 2 号）

イ　指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

a　指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

b　午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテ

	ーションを提供する場合 ロ　6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。 ハ　提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が 2 人必要である場合、提供時間帯の 2 分の 1 ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となる。）。 　また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1 人以上確保されていることとし、所要時間 1 時間から 2 時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。 　この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具

	体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。 ニ　なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ 1 人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。 ホ　同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである（条例第 138 条第 1 項・第 2 項関係)。 ヘ　従業者 1 人が 1 日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは 2 単位までとすること。ただし、1 時間から 2 時間までの通所リハビリテーションについては 0.5 単位として扱う。 ト　経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重

第三節　設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百三十九条　指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有するものでなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に当該利用者用に確保されている食堂（リハビリテーション	度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成 12 年厚生省告示第 30 号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに 1 年以上従事した者であること。 2　設備に関する基準 (1)　指定通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

に供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。 2　指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具が備えられていなければならない。 3　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百二十条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	①　当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。 ②　それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（条例第 139 条第 1 項）を満たしていること。 3 平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとすること。 (2)　指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第 3 の六の 2 の(2)の②を参照すること。ただし、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、1 時間以上 2 時間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際には、指定通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えない（必要な機器及び器具の利用についても同様）。この場合の条例第 139 条第 1 項の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、3 平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用定員と医療保険のリハビリテーションを受ける患者の数を乗じ

条例	解釈
第四節　運営に関する基準 （指定通所リハビリテーションの基本取扱方針） 第百四十条　指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第百四十一条　指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 二　通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 三　常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握	た面積以上とする。 (3)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（条例第 139 条第 2 項）については、指定通所介護に係る条例第 103 条第 1 項と同趣旨であるため、第 3 の六の 2 の(3)を参照すること。 3　運営に関する基準 (1)　指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成 条例第 141 条及び第 142 条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。 ①　指定通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。 ②　通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものであること。

に努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四　認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

2　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定通所リハビリテーションを提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第百四十二条　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2　通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5　通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診

③　通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

④　通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

⑤　通所リハビリテーション計画は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、条例第 142 条第 1 項にいう医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した通所リハビリテーション計画は、条例第 146 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。

⑥　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

⑦　指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、

療記録に記載するものとする。	支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。 ⑧　主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあっては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあっては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。
（管理者等の業務） 第百四十三条　指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 ２　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者に、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令に関する業務を行わせるものとする。	(2)　管理者等の業務 条例第 143 条第 1 項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。
（運営規程） 第百四十四条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容	(3)　運営規程 6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあっては、通所介護と同様であるので、第３の六の３の(4)の①を参照すること。

三　営業日及び営業時間 四　指定通所リハビリテーションの利用定員 五　指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項	
（衛生管理等） 第百四十五条　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ２　指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(4)　衛生管理等 条例第 145 条第 1 項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 ①　指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ②　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ③　医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。 ④　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 (5)　記録の整備 条例第 146 条第 2 項の指定通所リハビリテーションの提供に関

（記録の整備） 第百四十六条　指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百四十二条第一項の通所リハビリテーション計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	する記録には診療記録が含まれるものであること。
（準用） 第百四十七条　第十条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで、第七十条、第百四条及び第百九条から第百十一条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業に	(6)　準用 条例第 147 条の規定により、条例第 10 条から第 15 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条から第 42 条まで、第 70 条、第 104 条及び第 109 条から第 111 条までの規定は、指定通所リハビリテーシ

ついて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百四十四条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。	ョンの事業について準用されるものであることから、第3の一の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び(21)から(25)まで、第3の三の3の(2)並びに第3の六の3の(1)、(5)及び(6)を参照すること。この場合において、特に次の点に留意するものとする。 ①　条例第15条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。 ②　準用される条例第109条第1項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。
第九章　短期入所生活介護 第一節　基本方針 第百四十八条　指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該利用者の心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	八　短期入所生活介護
第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第百四十九条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入	1　人員に関する基準（条例第149条及び第150条） (1)　従業者の員数 ①　条例第149条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとは、

所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百三十条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百六十六条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、第四号の栄養士を置かないことができる。 一　医師　一人以上 二　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上	入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。 ②　併設事業所については、 イ　条例第 149 条第 4 項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。 ロ　医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。 ハ　生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者 50 人、利用者 10 人の場合の看護・介護職員の員数は、50÷3＝17（端数切り上げ）と 10÷3＝4（端数切り上げ）の合計で 21 人となるのではなく、(50＋10）÷3＝20 人となる。 ニ　また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば、特

三　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

四　栄養士　一人以上

五　機能訓練指導員　一人以上

六　調理員その他の従業者　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2　特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数とする。

3　第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和

定施設に併設されている場合で、特定施設入居者生活介護の利用者が 110 人、短期入所生活介護の利用者が 20 人である場合の生活相談員の員数は、110＋20＝130 人について計算するため、合計で 2 人ということとなる。

③　ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。

(2)　生活相談員（条例第 149 条第 1 項第 2 号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとする。

(3)　機能訓練指導員（条例第 149 条第 6 項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

(4)　栄養士

二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5　第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6　第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第百五十条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節　設備に関する基準

条例第 149 条第 1 填ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第 19 条第 1 項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

(5)　管理者

指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

①　当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合

②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）

2　設備に関する基準（条例第 151 条及び第 152 条）

（利用定員等） 第百五十一条　指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百四十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。 ２　併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百七十二条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。 ３　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十三条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第百五十二条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の指定短期入	(1)　ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）との一体的運営について 　ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）が併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が 20 人以上である場合にあっては、その利用定員を 20 人未満であってもよいものとして取扱うことができることとされたが、「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。 (2)　指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）を 2 階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。また、居室等を 2 階又は地階に設ける場合であっても、基準第 124 条第 1 項第 2 号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。 (3)　条例第 152 条第 2 項における「火災時における利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断する。

所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一　居室その他の利用者の日常生活に使用する場所（以下「居室等」という。）が二階及び地階のいずれにも設けられていないこと。

二　居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百六十九条において準用する第百十一条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。

ロ　第百六十九条において準用する第百十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。

ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制が整備されること。

2　前項に規定する基準の適用については、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平家建の指定短期入所生活介護事業所の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。

二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備

①　同条第 2 項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。

②　日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。

③　管理者及び防火管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。

④　定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。

(4)　指定短期入所生活介護事業所の設備は、当該指定短期入所生活介護の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、指定短期入所生活介護事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。

(5)　便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

により、円滑な消火活動が可能なものであること。

三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備が設けられているとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一　居室
二　食堂
三　機能訓練室
四　浴室
五　便所
六　洗面設備
七　医務室
八　静養室
九　面談室
十　介護職員室

(6)　指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

(7)　指定短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。

(8)　調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。

(9)　汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。

(10)　焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。

(11)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（条例第 152 条第 7 項第 4 号）については、指定通所介護に係る条例第 103 条第 1 項と同趣旨であるため、第 3 の六の 2 の(3)を参照すること。

(12)　経過措置（条例附則第 3 条）

この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築され

十一　看護職員室 十二　調理室 十三　洗濯室又は洗濯場 十四　汚物処理室 十五　介護材料室 4　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 5　第百四十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有するものであることをもって足りるものとする。 6　第三項第一号から第六号まで、第十二号、第十四号の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。 一　居室　次に掲げる基準 イ　一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ　利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ハ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。	た部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（4 人以下)、利用者 1 人当たりの床面積に関する基準（10.65 平方メートル以上)、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）並びに構造設備の基準（廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の設置等）を適用しないものである。

二　食堂及び機能訓練室　次に掲げる基準

イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。

ロ　イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所であることができるものであること。

三　浴室　要介護者の入浴に適したものであること。

四　便所　要介護者の使用に適したものであること。

五　洗面設備　要介護者の使用に適したものであること。

六　調理室　食器及び調理器具等を消毒する設備並びに食器及び食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠(そ)の設備を設けること。

七　汚物処理室　他の施設と区別された一定の広さを有すること。

7　前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあっては二・七メートル以上）であること。

二　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていること。

三　階段の傾斜が緩やかであること。

四　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

五　居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場

合（エレベーターが設けられている場合を除く。）は、一以上の傾斜路が設けられていること。 ８　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十四条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第四節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第百五十三条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百六十五条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　第十条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。	３　運営に関する基準 (1)　内容及び手続の説明及び同意 条例第 153 条における「サービスの内容及び利用期間等についての同意」については、書面によって確認することが望ましいものである。
（指定短期入所生活介護の開始及び終了） 第百五十四条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障を及ぼすおそれがある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。	(2)　指定短期入所生活介護の開始及び終了 条例第 154 条第 2 項は、利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用

2　指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。
（利用料等の受領） 第百五十五条　指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所	(3)　利用料等の受領 ①　条例第 155 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、指定訪問介護に係る第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の一の 3 の(10)の①及び②を参照すること。 ②　同条第 3 項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、 イ　食事の提供に要する費用（法第 51 条の 2 第 1 項又は法第 61 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額（法第 51 条の 2 第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） ロ　滞在に要する費用（法第 51 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額（法第 51 条の 2 第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費

者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）

六　理美容代

七　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

の負担限度額）を限度とする。）

ハ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ニ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ホ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

ヘ　理美容代

ト　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前 2 項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イからニまでの費用については、指針及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成 12 年厚生省告示第 123 号。以下「特別な居室等の基準等」という。）の定めるところによるものとし、トの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）によるものとする。

③　同条第 5 項は、指定短期入所生活介護事業者は、同条第 3 項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は

	その家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第 1 号から第 4 号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。
（指定短期入所生活介護の取扱方針）	(4)　指定短期入所生活介護の取扱方針
第百五十六条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等当該利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	①　条例第 156 条第 2 項で定める「相当期間以上」とは、おおむね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。
2　指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。	②　同条第 3 項で定めるサービス提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。
3　短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	③　同条第 4 項及び第 5 項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 なお、条例第 168 第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。
4　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 5　指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6　指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活	

介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 7　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者が前各項の方針に従い、適切に指定短期入所生活介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。 （短期入所生活介護計画の作成） 第百五十七条　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。 2　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。 3　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 4　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。	(5)　短期入所生活介護計画の作成 ①　条例第 157 条で定める短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。 ②　短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③　短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第百五十八条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2　指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭(しき)しなければならない。

3　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4　指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

5　指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6　指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

なお、交付した短期入所生活介護計画は、条例第 168 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。

④　短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。

(6)　介護

①　条例第 158 条で定める介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとすること。

②　入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

③　排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。

④　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

（食事）

第百五十九条　指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2　指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

⑤　同条第 5 項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1 日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。

⑥　同条第 6 項の「常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させ」るとは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければならないことを規定したものである。

なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。

(7)　食事

①　食事の提供について

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

②　調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

③　適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とする

	ことが望ましいが、早くても午後５時以降とすること。 ④　食事の提供に関する業務の委託について 　食事の提供に関する業務は指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ⑤　居室関係部門と食事関係部門との連携について 　食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼（そしゃく）の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 ⑥　栄養食事相談 　利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ⑦　食事内容の検討について 　食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。
（機能訓練） 第百六十条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。	(8)　機能訓練 　条例第 160 条に定める機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事

	の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。
（健康管理） 第百六十一条　指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。	(9)　健康管理 条例第 161 条第 1 項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。
（相談及び援助） 第百六十二条　指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	(10)　相談及び援助 条例第 162 条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。
（その他のサービスの提供） 第百六十三条　指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事等を行わなければならない。 ２　指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者とその家族との連携を図るよう努めなければならない。	(11)　その他のサービスの提供 条例第 163 条に定めるレクリエーション行事は、(8)の趣旨を踏まえて行うものとする。
（緊急時等の対応） 第百六十四条　短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(12)　緊急時等の対応 条例第 164 条は、短期入所生活介護従業者が現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

（運営規程） 第百六十五条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　利用定員（第百四十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） 四　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の送迎の実施地域 六　サービス利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項	①　協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 ②　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 (13)　運営規程 条例第 165 条は、指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①　利用定員（第 3 号） 利用定員は、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。 ②　指定短期入所生活介護の内容（第 4 号） 「指定短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること（条例第 202 条第 3 号についても同趣旨)。 ③　通常の送迎の実施地域（第 5 号） 通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保

（定員の遵守） 第百六十六条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　第百四十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二　前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 （地域等との連携） 第百六十七条　指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。	険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること（条例第 202 条第 4 号についても同趣旨）。 ④　サービス利用に当たっての留意事項（第 6 号） 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること（条例第 202 条第 5 号及び第 233 条第 6 号についても同趣旨）。 ⑤　その他運営に関する重要事項（第 9 号） 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 (14)　地域等との連携 条例第 167 条は、指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所生活介護事業者は、地

（記録の整備） 第百六十八条　指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百五十七条第一項の短期入所生活介護計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百五十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第百六十九条　第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十	域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 (15)　準用 条例第 169 条の規定により、条例 11 条から第 15 条まで、第 17

一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第四十二条まで、第五十七条、第百九条、第百十一条及び第百十二条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 35 条から第 42 条まで、第 57 条、第 109 条、第 111 条及び第 112 条は、指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の六の 3 の(5)、(6)及び(7)を参照すること。この場合において、準用される条例第 109 条については、 イ　指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとすること。空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていればよいものであること。 ロ　職員の職務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、指定短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について (昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号)」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取り扱いに準じてその体制を確保すること。 　また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設にお

<table>
<tr>
<td>

第五節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第百七十条　第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

</td>
<td>

ける配置を参考に適切に配置すること。ただし、併設事業所及び条例第 149 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないこと。

ハ　指定短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいこと。ただし、併設事業所及び条例第 149 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないこと

に留意するものとする。

4　ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1)　第 5 節の趣旨

「ユニット型」の指定短期入所生活介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうしたユニット型指定短期入所生活介護の事業に・おけるケアは、これまでの指定短期入所生活介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第 1 節、第 3 節及び第 4 節ではなく、第 5 節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第 2 節に定めるところによるので、留意すること。

</td>
</tr>
</table>

（基本方針） 第百七十一条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二款　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第百七十二条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 一　居室等が二階及び地階のいずれにも設けられていないこと。 二　居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件に該当すること。 イ　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百八十二条において準用する第百六十九条において準用する第百十一条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。	(2)　基本方針 条例第 171 は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。 その具体的な内容に関しては、条例第 175 条以下に、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。 (3)　設備の基準（条例第 172 条） ①　ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。 ②　条例第 172 条第 2 項は、指定短期入所生活介護に係る条例第 152 条第 2 項と同趣旨であるため、第 3 の八の 2 の（2）を参照すること。 ③　同条第 3 項第一号に掲げている「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。 ④　利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。

ロ　第百八十二条において準用する第百六十九条において準用する第百十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。

ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制が整備されること。

2　前項に規定する基準の適用については、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平家建のユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。

二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。

三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備が設けられているとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、

⑤　ユニット（第6項第1号）

ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。

⑥　居室（第1号イ）

イ　前記①のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は 1 人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、 2 人部屋とすることができる。

ロ　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。

この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の 3 つをいう。

a　当該共同生活室に隣接している居室

b　当該共同生活室に隣接してはいないが、a の居室と隣接している居室

c　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室の a 及び b に該当する居室を除く。）

ハ　ユニットの利用定員

ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの

当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。 一　ユニット 二　浴室 三　医務室 四　調理室 五　洗濯室又は洗濯場 六　汚物処理室 七　介護材料室 4　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障を及ぼすおそれがないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 5　第百四十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第五号）第三十四条に規定するユニット	利用定員は、10 人以下とすることを原則とする。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が 10 人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の 2 つの要件を満たさなければならない。 a　利用定員が 10 人を超えるユニットにあっては、12 人以内の利用定員であること。 b　利用定員が 10 人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であること。 ニ　ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例 平成 15 年 4 月 1 日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、事業所を新増築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、前記ハの b の要件は適用しない。 また、平成 15 年 4 月 1 日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、前記ハは適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。 ホ　居室の床面積等

型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有するものであることをもって足りるものとする。

6　第三項第一号、第二号、第四号及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　ユニット　次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準

イ　居室　次の⑴から⑸までに掲げる基準

⑴　一の居室の定員は、一人とすること（利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。）。

⑵　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百五十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが

ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

a　ユニット型個室

床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。

b　ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百八十一条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならないものであること。 (3)　利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上であること。 (4)　ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙(すき)間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断が確保されていること。 (5)　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。 ロ　共同生活室　次の(1)から(3)までに掲げる基準 (1)　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。 (2)　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準として算出した面積以上であること。 (3)　必要な設備及び備品が備えられていること。 ハ　洗面設備　次の(1)及び(2)に掲げる基準 (1)　各居室に設けられ、又は各共同生活室に適当数設けられていること。	また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が a の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。 ⑦　共同生活室（第１号ロ） イ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の２つの要件を満たす必要がある。 a　他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること。 b　当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ロ　共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。 また、利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設け

⑵　要介護者の使用に適したものであること。
ニ　便所　次の⑴及び⑵に掲げる基準
⑴　各居室に設けられ、又は各共同生活室に適当数設けられていること。
⑵　要介護者の使用に適したものであること。
二　浴室　要介護者の入浴に適したものであること。
三　調理室　食器及び調理器具等を消毒する設備並びに食器及び食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠（そ）の設備を設けること。
四　汚物処理室　他の施設と区別された一定の広さを有すること。
7　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
一　廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあっては、二・七メートル以上）であること。
二　前号の規定にかかわらず、廊下の一部の幅が拡張されることにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、同号に規定する基準によらないことができるものであること。
三　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていること。
四　階段の傾斜が緩やかであること。
五　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。
六　ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合（エレベーターが設けられている場合を除く。）は、一以上の傾斜路が設けられていること。
8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短

ることが望ましい。
⑧　洗面設備（第１号ハ）
洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の１か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。
⑨　便所（第１号ニ）
便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の１か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。
⑩　浴室（第２号）
浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。
⑪　廊下（第６項第１号）
ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。
ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業者等が

期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百五十五条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	すれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 このほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、第3の八の2の(5)を準用する。この場合において、第3の八の2の(5)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。 ⑫　消火設備その他の非常災害に際して必要となる設備 条例第172条第7項は、指定通所介護に係る条例第103条第1項と同趣旨であるため、第3の六の2の(3)を参照すること。 ⑬　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備については、前記の①から⑩までによるほか、第3の八の2の規定（(4)及び(9)を除く。）を準用する。この場合において、第3の八の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(8)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。
（準用） 第百七十三条　第百五十一条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。 第三款　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第百七十四条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるも	(4)　利用料等の受領（条例第174条） 第3の八の3の(3)は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第3の八の3の(3)の①中「条例第155条第1項及び第2項」とあるのは「条例第174条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

のとする。 2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）	

六　理美容代 七　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （指定短期入所生活介護の取扱方針） 第百七十五条　指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2　指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3　指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4　指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければな	(5)　指定短期入所生活介護の取扱方針 ①　条例第 175 条第 1 項は、第 171 条第 1 項の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。 利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、1 人 1 人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。 なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じ

らない。 5　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 8　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 9　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者が前各項の方針に従い、適切にユニット型指定短期入所生活介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	た機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。 ②　同条第2項は、第171条第1項の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。 このため従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要である。
（介護） 第百七十六条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、当該利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割	(6)　介護 ①　条例第176条第1項は、介護が、第175条第1項及び第2項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。 自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのない

を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、当該利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

6　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第百七十七条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な援助を行わなければならない。

よう留意する必要がある。

②　同条第 2 項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。

③　同条第 3 項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するためだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

④　ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護については、上記の①から③までによるほか、第 3 の八の 3 の(6)の③から⑥までを準用する。この場合において、第 3 の八の 3 の(6)の⑤中「同条第 5 項」とあるのは「第 176 条第 6 項」と、同⑥中「同条第 6 項」とあるのは「第 176 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(7)　食事

①　条例第 177 条第 3 項は、第 175 条第 1 項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならな

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第百七十八条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者とその家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第百七十九条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット

いことを規定したものである。

②　同条第 4 項は、第 171 条の基本方針を受けて、利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。

その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

③　ユニット型指定短期入所生活介護事業所における食事については、上記の①及び②によるほか、第 3 の八の 3 の(7)の①から⑦までを準用する。

(8)　その他のサービスの提供

①　条例第 178 条第 1 項は、第 175 条第 1 項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、利用者 1 人 1 人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

②　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(9)　運営規程

①　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額（第 5 号）

「その他の費用の額」は、条例第 174 条第 3 項により支払を

型指定短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　利用定員（第百四十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） 四　ユニットの数及び各ユニットの利用定員（第百四十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） 五　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の送迎の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　その他事業の運営に関する重要事項	受けることが認められている費用の額を指すものであること。 ②　第 3 の八の 3 の(13)は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第 3 の八の 3 の(13)中「第 165 条」とあるのは「第 179 条」と、「同条第 1 号から第 9 号まで」とあるのは「同条第 1 号から第 10 号まで」と、同②中「第 4 号」とあるのは「第 5 号」と、同③中「第 5 号」とあるのは「第 6 号」と、同④中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と、同⑤中「第 9 号」とあるのは「第 10 号」と読み替えるものとする。
（勤務体制の確保等） 第百八十条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間については、各ユニットに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又	(10)　勤務体制の確保（条例第 180 条） ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に 2 名以上配置する（ただし 2 ユニット以下の施設の場合には、1 名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を

は看護職員を配置すること。 三　各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者への居宅サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 （定員の遵守） 第百八十一条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　第百四十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当	受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下(10)において「ユニット型事業所」という。）とユニット型の指定介護老人福祉施設等（以下(10)において「ユニット型施設」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに 2 名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか 1 施設に限る。）を一体のものとみなして、合計 2 名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が 2 ユニット以下のときには、1 名でよいこととする。）。

<table>
<tr>
<td>
該ユニット型特別養護老人ホームの各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
二　前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、各ユニットの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
（準用）
第百八十二条　第百五十三条、第百五十四条、第百五十七条、第百六十条から第百六十二条まで、第百六十四条及び第百六十七条から第百六十九条（第百九条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百五十三条第一項中「第百六十五条に規定する運営規程」とあるのは「第百七十九条に規定する重要事項に関する規程」と、第百六十八条第二項第二号中「次条」とあるのは「第百八十二条において準用する第百六十九条」と、同項第三号中「第百五十六条第五項」とあるのは「第百七十五条第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十二条において準用する第百六十九条」と読み替えるものとする。
第六節　基準該当居宅サービスに関する基準
</td>
<td>
(11)　準用
条例第 182 条の規定により、第 153 条、第 154 条、第 157 条、第 160 条から第 162 条まで、第 164 条及び第 167 条から第 169 条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の八の 3 の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(14)及び(15)を参照すること。
5　基準該当短期入所生活介護に関する基準
青森市内に所在する事業者においては、サービスの確保が十分になされていることから、当分の間はこれを認めない。ただし、青森市外における離島・山間地・過疎等の地域に居住する青森市の居宅要介護等被保険者に対し、都道府県の指定を受けていない事業者がサービスを提供する場合にあって、その地域特有の実情により当該事業者の他にサービス事業者が十分になく、適切なサ
</td>
</tr>
</table>

（指定通所介護事業所等との併設） 第百八十三条　基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。	ービス量の確保が困難であると市が認める場合には、この限りでない。 (1)　基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉法第 62 条にいう社会福祉施設を指すものであること。
（従業者の員数） 第百八十四条　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合に限り、第三号の栄養士を置かないことができる。 一　生活相談員　一人以上 二　介護職員又は看護職員　常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百六	(2)　従業員の員数及び管理者 医師の配置が不要であること、条例第 184 条第 4 項にいう従業者の員数の確保に関することを除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第 3 の八の 1 の(2)から(6)までを参照すること。なお、医師を配置しない基準該当短期入所生活介護事業所にあっても、協力医療機関及び主治医と連携することにより、適切なサービス提供体制を確保すること。 (3)　設備に関する基準 ①　併設の指定通所介護事業所等の施設との設備の兼用が居室を除き可能であること、利用者 1 人当たりの床面積に関する基準が異なること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意すること。

十七条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百八十六条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一人以上 三　栄養士　一人以上 四　機能訓練指導員　一人以上 五　調理員その他の従業者　当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数 2　前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。 3　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 4　基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百六十八条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）	②　基準該当短期入所生活介護における利用者 1 人当たりの床面積については 7.43 平方メートル以上とされているところであるが、基準該当サービスは市区町村が必要と認める場合にのみ給付の対象となるサービスであり、指定事業者によるサービス提供が地域の需要を満たしている場合は給付の対象とならないことがあり得るので、基準該当短期入所生活介護の事業を行おうとする場合は当該市区町村の意向をあらかじめ確認するとともに、利用者の適切な処遇確保の観点から良好な居住環境の実現や居室面積の確保に留意すること。 ③　この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（4 人以下）、利用者 1 人当たりの床面積に関する基準（10.65 平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）を適用しないものである。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 12 年厚生省令第 37 号）附則第 2 項による経過措置）

第百八十五条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 （利用定員等） 第百八十六条　基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。 ２　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百七十条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第百八十七条　基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備が設けられているとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基	

準該当短期入所生活介護事業所の当該利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。 一　居室 二　食堂 三　機能訓練室 四　浴室 五　便所 六　洗面所 七　静養室 八　面接室 九　介護職員室 2　前項第一号から第六号の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　居室　次に掲げる基準 イ　一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ　利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上であること。 ハ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮されていること。 二　食堂及び機能訓練室　次に掲げる基準 イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。	

<table>
<tr>
<td>

ロ　イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所であることができるものであること。

三　浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものであること。

四　便所　身体の不自由な者の使用に適したものであること。

五　洗面所　身体の不自由な者の使用に適したものであること。

３　基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

４　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百七十一条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定通所介護事業所等との連携）

第百八十八条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第百八十九条　第十一条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条（第五項及び第六項を除く。）、第四十条から第四十二条まで、第五十七条、

</td>
<td>

(4)　運営に関する基準

条例第 189 条の規定により、条例第 11 条から第 15 条まで、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 35 条から第 38 条まで、第 39 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 40 条から第 42 条まで、第

</td>
</tr>
</table>

第百九条、第百十一条、第百十二条、第百四十八条並びに第四節（第百五十五条第一項及び第百六十九条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六十一条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。	57条、第109条、第111条、第112条、第148条並びに第4節（第155条第1項及び第169条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の一の3の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(25)まで、第3の二の3の(4)、第3の六の3の(5)、(6)及び(7)並びに第3の八の3を参照すること。この場合において、準用される条例第155条第2項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。 なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。
第十章　短期入所療養介護 第一節　基本方針 第百九十条　指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行	九　短期入所療養介護

うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第百九十一条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百七十五条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第百七十四条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第二百三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数

1　人員に関する基準・設備に関する基準（条例第 191 条及び第 192 条）

(1)　本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2)　経過措置

①　医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあっては、当該減算が平成 20 年 3 月 31 日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介革についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。（条例附則第 4 条から附則第 10 条まで）

②　その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法

二　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数 三　療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数 四　診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。	律の施行に伴う介護保　険関係法令の一部改正等について」（平成 13 年 2 月 22 日老計発第 9 号・老振発第 8 号・老老発第 4 号通知）を参照すること。

２　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百七十五条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節　設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百九十二条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十三号）第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。 二　指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十四号）第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。 三　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設である	

ものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該療養病床を有する病院又は診療所として医療法の規定により必要とされる設備を有するものであること。 四　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。 イ　指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルであること。 ロ　食堂及び浴室を有するものであること。 ハ　機能訓練を行うための場所を有するものであること。 ２　前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものであることとする。 ３　指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百七十六条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （対象者） 第百九十三条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能	２　運営に関する基準

訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	
（利用料等の受領） 第百九十四条　指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負	(1)　利用料等の受領 ①　条例第 194 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定訪問介護に係る第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の一の 3 の(10)の①及び②を参照すること。 ②　同条第 3 項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、 イ　食事の提供に要する費用（法第 51 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額（法第 51 条の 2 第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） ロ　滞在に要する費用（法第 51 条の 2 第 1 項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額（法第 51 条の 2 第 4 項の規定により当該特定入所者介護サービス費

担限度額）を限度とする。）
二　滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）
六　理美容代
七　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
ハ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
ニ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
ホ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
ヘ　理美容代
ト　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前 2 項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イからニまでの費用については、指針及び特別な居室等の基準等の定めるところによるものとし、トの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）によるものとする。

③　同条第 5 項は、指定短期入所療養介護事業者は、同条第 3 項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は

（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第百九十五条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等当該利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。 ２　指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。 ３　短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 ４　指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ５　指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ６　指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ７　指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の従業	その家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第 1 号から第 4 号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。 (2)　指定短期入所療養介護の取扱方針（条例第 195 条） ①　条例第 195 条第 2 項に定める「相当期間以上」とは、おおむね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。 ②　指定短期入所療養介護事業者は、条例第 204 条第 2 項の規定に基づき、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2 年間保存しなければならないこととしたものである。 なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。

者が前各項の方針に従い、適切に指定短期入所療養介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。

（短期入所療養介護計画の作成）

第百九十六条　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、病状、希望及び置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2　短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。

3　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（診療の方針）

第百九十七条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。

(3)　短期入所療養介護計画の作成（条例第 196 条）

①　指定短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。

②　短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

なお、当該交付した短期入所療養介護計画は、条例第 204 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。

③　短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。

(4)　診療の方針（条例第 197 条）

短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適

二　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。 三　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。 四　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。 五　特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないものであること。 六　厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないものであること。 七　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないものであること。	切に行うものとする。
（機能訓練） 第百九十八条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。	(5)　機能訓練（条例第 198 条） リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。
（看護及び医学的管理の下における介護） 第百九十九条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、利用者を入浴さ	(6)　看護及び医学的管理の下における介護（条例第 199 条） ①　入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとす

せ、又は清拭しなければならない。
3　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
4　指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
5　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第二百条　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
2　利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第二百一条　指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事等を行うよう努めるものとする。
2　指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者とその家族との連携を図るよう努めなければならない。

る。

②　排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換すること。

(7)　食事の提供（条例第200条）

①　食事の提供について

個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。

また、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

なお、転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、可能な限り離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。

②　調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

③　適時の食事の提供について

（運営規程） 第二百二条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）	食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降とすること。 ④　食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ⑤　療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥（えん）下や咀嚼（そしゃく）の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 ⑥　栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ⑦　食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。 (8)　運営規程（条例第 202 条） 条例第 202 条第 7 号の「その他事業の運営に関する重要事項」にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

を定め、これを当該指定短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四　通常の送迎の実施地域 五　施設利用に当たっての留意事項 六　非常災害対策 七　その他事業の運営に関する重要事項	護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。
（定員の遵守） 第二百三条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 二　療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三　診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の	(9)　定員の遵守 条例第 203 条は、利用者に対する適切な指定短期入所療養介護の提供を確保するため、介護老人保健施設についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のために利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ①　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 ②　療養病床を有する病院、診療所又は老人性認知症疾患療養病

定員を超えることとなる利用者数 （記録の整備） 第二百四条　指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百九十六条第一項の短期入所療養介護計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百九十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 (10)　記録の整備 条例第 204 条第 2 項の指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれているものであること。

（準用） 第二百五条　第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条、第百九条、第百十一条、第百四十五条、第百五十三条、第百五十四条第二項及び第百六十七条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百五十三条中「第百六十五条」とあるのは「第二百二条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	(11)　準用 条例第 205 条の規定により、条例 11 条から第 15 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条から第 42 条まで、第 57 条、第 109 条、第 111 条、第 145 条、第 153 条、第 154 条第 2 項及び第 167 条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の三の 3 の(2)、第 3 の六の 3 の(5)及び(6)、第 3 の七の 3(4)の①、②及び④並びに第 3 の八の 3 の(1)、(2)及び(14)を参照すること。この場合において、準用される条例第 101 条第 1 項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであることに留意するものとする。
第五節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第二百六条　第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生	3　ユニット型指定短期入所療養介護の事業 (1)　第 5 節の趣旨 「ユニット型」の指定短期入所療養介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴がある。 こうしたユニット型指定短期入所療養介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所療養介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第 1 節、第 3 節及び第 4 節ではなく、第 5 節に定

活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。
（基本方針） 第二百七条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。	(2)　基本方針 条例第 207 条は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。 その具体的な内容に関しては、条例第 210 条以下に、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。
第二款　設備に関する基準 （設備に関する基準） 第二百八条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。 一　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有するものであること。 二　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型	(3)　設備の基準 ①　条例第 208 条第 1 号は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 41 条の規定と同趣旨であるため、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）の第 5 の 3 の内容を参照すること。 ②　同条第 2 号から第 5 号までは、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 39 条第 40 条及び第 41 条の規定と同趣旨であるため、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号）の第 5 の 3 の内容を参照すること。

医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有するものであること。 三　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。 四　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。 ２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百九十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百九十一条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百九十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三款　運営に関する基準 （利用料等の受領）	(4)　利用料等の受領（条例第 209 条）

第二百九条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）	第 3 の九の 2 の(1)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第 3 の九の 2 の(1)の①中「条例第 194 条第 1 項及び第 2 頃」とあるのは「条例第 155 条の 5 第 1 項及び第 2 項」と、同②中「条例第 127 条第 3 項」とあるのは「条例第 155 条の 5 第 3 項」と、同③中「条例第 127 条第 5 項」とあるのは「条例第 155 条の 5 第 5 項」と読み替えるものとする。

三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。） 六　理美容代 七　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第二百十条　指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2　指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。	(5)　指定短期入所療養介護の取扱方針 ①　条例第 210 条第 1 項は、第 207 条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。 利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、一人一人の利用者について、

3　指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4　指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 8　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 9　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者が前各項の方針に従い、適切にユニット型指定短期入所療養介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。 （看護及び医学的管理の下における介護）	個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。 　なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。 ②　同条第 2 項は、第 207 条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。 　このため職員は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。 (6)　看護及び医学的管理の下における介護

第二百十一条　看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、当該利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、清拭(しき)を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

6　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

①　条例第 211 条第 1 項は、看護及び医学的管理の下における介護が、第 210 条のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。

自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。

また、利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。

②　同条第 2 項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。

③　同条第 3 項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

④　ユニット型指定短期入所生活介護事業所における看護及び医学的管理の下における介護については、前記の①から③までによるほか、第 3 の九の 2 の（6）の①及び②を準用する。

（食事）

第二百十二条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な援助を行わなければならない。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第二百十三条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者とその家族との連携を図るよう努めなければならない。

(7)　食事（条例第 212 条）

①　条例第 212 条第 3 項は、第 155 条の 6 第 1 項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。

②　同条第 4 項は、条例第 212 条の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、可能な限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。

　その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

③　ユニット型指定短期入所療養介護事業所における食事については、前記の①及び②によるほか、第 3 の九の 2 の(7)の①から⑦までを準用する。

(8)　その他のサービスの提供

①　条例第 213 条第 1 項は、条例第 155 条の 6 第 1 項のサービスの取扱方針を受けて、入居者 1 人 1 人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

②　ユニット型指定短期入所療養介護の療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であること

（運営規程） 第二百十四条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四　通常の送迎の実施地域 五　施設利用に当たっての留意事項 六　非常災害対策 七　その他事業の運営に関する重要事項	から、これらの者ができる限り気軽に来訪問・宿泊することができるよう配慮しなければならない。 (9)　運営規程（条例第 214 条） 第 3 の九の 2 の(8)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第 3 の九の 2 の(8)中「第 202 条第 7 号」とあるのは「第 214 条の第 7 号」と読み替えるものとする。
（勤務体制の確保等） 第二百十五条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間については、各ユニットに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又	(10)　勤務体制の確保 条例第 210 条の 2 は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る条例第 180 条と同趣旨である為、第 3 の八の 4 の(10)を参照すること。

は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三　各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者への居宅サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二百十六条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えること

となる利用者数 二　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数	
（準用） 第二百十七条　第百九十三条、第百九十六条から第百九十八条まで、第二百四条及び第二百五条（第百九条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百四条第二項第二号中「次条」とあるのは「第二百十七条において準用する第二百五条」と、同項第三号中「第百九十五条第五項」とあるのは「第二百十条第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十七条において準用する第二百五条」と、第二百五条中「第百六十五条」とあるのは「第百六十五条に規定する運営規程」と、「第二百二条」とあるのは「第二百十四条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	(11)　準用 条例第 217 条の規定により、第 193 条、第 196 条から第 198 条まで、第 204 条及び第 205 条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の九の 2 の(3)から(5)まで(10)及び(11)を参照すること。
第十一章　特定施設入居者生活介護 第一節　基本方針 第二百十八条　指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において	十　特定施設入居者生活介護

「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ２　指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 ３　養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第五節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。	
第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第二百十九条　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 二　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　次に掲げる基準を満たすものであること。 イ　看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 ロ　看護職員は、次の表の上欄に掲げる利用者の数の区分に応じ、同表の下欄に定める員数であること。	１　人員に関する基準 (1)　看護職員及び介護職員 ①　条例第 219 条第 1 項第 2 号ハの「常に 1 以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」及び同条第 2 項第 2 号ハの「常に 1 以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。 ②　同条第 2 項第 2 号イの「看護職員及び介護職員の合計数」について、要介護者の利用者及び要支援 2 として認定を受けている利用者の数に、要支援 1 として認定を受けている利用者 1 人を要介護者 0.3 人と換算して合計した利用者数をもとに、3 又はその端数を増すごとに 1 以上と算出するものとする。

利用者の数	員数
三十を超えない数	常勤換算方法で、一以上
三十を超える数	常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ　常に一人以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三　機能訓練指導員　一人以上

四　計画作成担当者　一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）

2　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百四条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条例第二百四条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上

二　看護職員又は介護職員　次に掲げる員数

イ　看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び

③　同条第 2 項第 2 号ハの「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後 9 時から午前 6 時までなどと設定するものとする。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととする。

④　同条第 8 項の「指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいうものとする。

(2)　主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員

条例第 219 条第 5 項の「主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」及び同条第 8 項の「主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員及び看護職員」とは、要介護者等（第 5 項の場合には要介護者、第 8 項の場合には要介護者及び要支援者をいう。以下同じ。）に対するサービス提供に従事することを基本とするものである。ただし、要介護者等のサービス利用に支障がないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。

指定時においては、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び前記の趣旨が運営規程において明示されていることを確認する必要がある。

(3)　機能訓練指導員（条例第 219 条第 6 項）

介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一並びに当該介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上

ロ　看護職員は、次の表の上欄に掲げる利用者の数の区分に応じ、同表の下欄に定める員数であること。

利用者の数	員数
三十を超えない数	常勤換算方法で、一以上
三十を超える数	常勤換算方法で一に当該総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ　指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯を除き、一人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三　機能訓練指導員　一人以上

四　計画作成担当者　一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）

3　前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓棟を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。

(4)　管理者（条例第 220 条）

短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の八の 1 の(5)を参照すること。

数による。 4　第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 5　第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。 6　第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 7　第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 8　第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか一人が常勤であることをもって足りるものとする。 （管理者） 第二百二十条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごと	

条例	解釈
に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	
第三節　設備に関する基準	2　設備に関する基準（条例第 221 条）
（設備に関する基準） 第二百二十一条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2　前項に規定する基準の適用については、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平家建の指定特定施設の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3　指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設	(1)　条例第 221 条第 2 項は、指定短期入所生活介護の事業に係る条例第 152 条第 2 項と同趣旨である為、第 3 の八の 2 の(2)を参照すること。 (2)　条例第 221 条第 4 項第 1 号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に 2 人部屋とすることはできない。なお、平成 18 年厚生労働省令第 33 号附則第 2 条により、既存の指定特定施設における定員 4 人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとする。 (3)　条例第 221 条第 4 項において、介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。また、機能訓練室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとしたが、この場合には、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入居者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の

入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有するものでなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。 4　指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 一　介護居室は、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　一の居室の定員は、一人であること（利用者への居宅サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。)。 ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ　地階に設けられていないこと。 ニ　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。 二　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有するものであること。 三　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 四　便所は、居室のある各階に設置し、非常用設備が備えられていること。 五　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものであること。	設備を利用する場合も含まれるものである。 (4)　条例第 221 条第 5 項の「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。 (5)　居宅基準附則第 10 条は、平成 11 年 3 月 31 日においてすでに存在する特定有料老人ホーム（旧社会福祉・医療事業団業務方法書に規定する特定有料老人ホームをいう。）について、浴室及び食堂を設けないことができるものとする趣旨で設けられたものである。ただし、利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であることに留意するものとする。

六　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものであること。 5　指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6　指定特定施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているものとする。 7　前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）に定めるところによる。 8　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第二百七条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第四節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明並びに契約の締結等） 第二百二十二条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百三十三条の運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。	3　運営に関する基準 (1)　内容及び手続の説明及び契約の締結等 条例第 222 条第 1 項は、利用者に対し適切な特定施設入居者生活介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。 「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。
４　第十条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）
第二百二十三条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護

とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等である。
　また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。
　なお、条例第 219 条第 2 項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、1 つの契約書によることができる。
(2)　指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等
　条例第 223 条第 2 項は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。

の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。	
（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第二百二十四条　老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。	(3)　法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意 条例第 224 条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。 また、施行規則第 64 条第 3 号の規定に基づき、指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国民健康保険団体連合会）に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要であるが、これについては別途通知するものである。 なお、条例第 219 条第 2 項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護に係る同意の書類と介護予防特定施設入居者生活介護に係る要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく 1 つの書類によることができる。
（サービスの提供の記録） 第二百二十五条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護	(4)　サービス提供の記録 ①　条例第 225 条第 1 項は、指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていること

を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	を確認できるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。 ② 同条第 2 項は、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。 なお、条例第 237 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。
（利用料等の受領） 第二百二十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。	(5) 利用料等の受領 ① 条例第 226 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、指定訪問介護に係る第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の三の 3 の(10)の①、②及び④を参照すること。 ② 同条第 3 項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に関して、 イ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ロ おむつ代 ハ 前 2 号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの については、前 2 項の利用料のほかに、利用者から支払を受け

一　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 二　おむつ代 三　前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	ることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ハの費用の具体的な範囲については、別途通知するところによるものである。
（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第二百二十七条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。 2　指定特定施設入居者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3　指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護	(6)　指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針 条例第 227 条第 4 項及び第 5 項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6　指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 7　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者が前各項の方針に従い、適切に指定特定施設入居者生活介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。	
（特定施設サービス計画の作成） 第二百二十八条　指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第二百十九条第一項第四号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、当該利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、	(7)　特定施設サービス計画の作成 条例第 228 条は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。 サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならず、また、当該特定施設サービス計画を利用者に交付

サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。 5　計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 6　計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて当該特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7　第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。	しなければならない。 なお、交付した特定施設サービス計画は、条例第 237 条第 1 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。
（介護） 第二百二十九条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2　指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 3　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、	(8)　介護 ①　条例第 229 条の規定による介護サービスの提供に当たっては、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。 ②　同条第 2 項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽

適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。	を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。 ③　同条第 3 項の規定による排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。 ④　同条第 4 項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の心身の状況や要望に応じて、1 日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。
（健康管理） 第二百三十条　指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	
（相談及び援助） 第二百三十一条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応ずるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。	(9)　相談及び援助 条例第 231 条の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。
（利用者の家族との連携等） 第二百三十二条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者とそ	(10)　利用者の家族との連携等 条例第 232 条は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用

の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。
（運営規程） 第二百三十三条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三　入居定員及び居室数 四　指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六　施設の利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項	(11)　運営規程 条例第 233 条は、指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、これを当該指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①　指定特定施設入居者生活介護の内容 「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の 1 週間における回数等のサービスの内容を指すものであること。 ②　その他運営に関する重要事項 条例第 219 条第 1 項第 2 号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。 また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

（勤務体制の確保等） 第二百三十四条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 ３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 ４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(12)　勤務体制の確保等 条例第 234 条は、利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①　特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ②　同条第 2 項の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に行わせる指定特定施設入居者生活介護事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。 イ　当該委託の範囲 ロ　当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件 ハ　受託者の従業者により当該委託業務が条例第 11 章第 4 節の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ニ　委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨

ホ　委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨

ヘ　受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③　指定特定施設入居者生活介護事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

④　指定特定施設入居者生活介護事業者が行う②のニの指示は、文書により行わなければならないこと。

⑤　指定特定施設入居者生活介護事業者は、条例第 237 条第 2 項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を 2 年間保存しなければならないこと。

（協力医療機関等）

第二百三十五条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(13)　協力医療機関等

指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。

（地域との連携等）

第二百三十六条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(14)　地域との連携等

①　条例第 236 条第 1 項は、指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連

<table>
<tr>
<td>２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）
第二百三十七条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一　第二百二十八条第三項の特定施設サービス計画
二　第二百二十五条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
三　第二百二十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
四　第二百三十四条第三項に規定する結果等の記録
五　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録
六　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</td>
<td>携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。
②　同条第 2 項は、条例第 4 条第 2 項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。
　なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</td>
</tr>
</table>

七　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八　施行規則第六十四条第三号に規定する書類 ３　前二項の規定によるもののほか、指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第二百三十八条　第十三条、第十四条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第四十二条まで、第五十六条、第五十七条、第百十一条、第百十二条及び第百六十条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第五節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第二百三十九条　第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他	(15)　準用 条例第 238 条の規定により、条例第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 28 条、第 35 条から第 42 条まで、第 56 条、第 57 条、第 111 条、第 112 条及び第 160 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(4)、(5)、(11)、(14)及び(21)、(22)、(24)、(25)、第 3 の二の 3 の(3)及び(4)、第 3 の六の 3 の(6)及び(7)、第 3 の八の 3 の(8)を参照すること。 十の二　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第二百四十条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	
第二款　人員に関する基準 （従業者の員数） 第二百四十一条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 二　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上 三　計画作成担当者　一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごと	1　人員に関する基準 (1)　介護職員の数 条例第 241 条第 2 項第 2 号の介護職員について、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者 1 人を要介護者 3 分の 1 人と換算して合計した利用者数をもとに、10 又はその端数を増すごとに 1 以上と算出するものとする。 (2)　常に 1 以上確保すべき従業者 条例第 241 条第 4 項の「指定特定施設の従業者」は、第 1 項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。

に当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上） 2　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百二十八条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第二百二十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。 一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上 二　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上 三　計画作成担当者　一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上） 3　前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定	(3)　利用者の処遇に支障がない場合に従事することができる他の職務 条例第 241 条第 5 項及び第 6 項並びに第 192 条の 5 の「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。 (4)　計画作成担当者（条例第 241 条第 6 項） 計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てること。 ただし、平成 18 年厚生労働省令第 33 号附則第 4 条により、養護老人ホームに係る特定施設においては、平成 21 年 3 月 31 日までの間は、介護支援専門員でない者をもって充てることができる。

数による。 4　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一人以上の指定特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。 5　第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 6　第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 （管理者） 第二百四十二条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	

第三款　設備に関する基準 （設備に関する基準） 第二百四十三条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 ２　前項に規定する基準の適用については、次の各号のいずれかの要件に該当する木造かつ平家建の指定特定施設の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ３　指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有するものでなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができるものとする。 ４　指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。	２　設備に関する基準 (1)　条例第 243 条第 2 項は、指定短期入所生活介護の事業に係る条例第 124 条第 2 項と同趣旨である為、第 3 の八の 2 の(2)を参照すること。 (2)　条例第 243 条第 4 項において、居室及び食堂についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。 (3)　条例第 243 条第 4 項第 1 号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に 2 人部屋とすることはできない。なお、平成 18 年厚生労働省令第 33 号附則第 2 条により、既存の指定特定施設における定員 4 人以下の居室については、同附則第 5 条により、既存の又は既存とみなすことができる養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とする規定を適用しないものとする。 (4)　条例第 243 条第 4 項第 1 号ホ及び同項第 3 号の非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである。ただし、平成 18 年厚生労働省令第 33 号附則第 3 条により、既存の養護老人ホームに係る特定施設の場合は、平成 19 年 3 月 31 日までの間に非常通報装置等

一　居室は、次の基準を満たすこと。 イ　一の居室の定員は、一人であること（利用者への居宅サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。）。 ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ　地階に設けられていないこと。 ニ　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。 ホ　非常通報装置又はこれに代わる設備が設けられていること。 二　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 三　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備が備えられていること。 四　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものであること。 5　指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6　指定特定施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているものとする。 7　前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法に定めるところによる。 8　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外	の設置をする旨の計画が立てられていることを要件として、当該規定を満たすこととする。

部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第二百三十一条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

第二百四十四条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百四十六条の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用

3　運営に関する基準

(1)　内容及び手続の説明及び契約の締結等

条例第 244 条第 1 項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。

「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等である。

また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものと

者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。 ４　第十条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。	する。
（受託居宅サービスの提供） 第二百四十五条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。 ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。	(2)　介護サービスの提供 ①　適切かつ円滑な介護サービス提供のための必要な措置 条例第 245 条第 1 項は、利用者に対し、受託居宅サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。 「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。 ②　介護サービス提供に係る文書による報告 条例第 245 条第 2 項は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者による介護サービス提供の実施状況を把握するため、介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。
（運営規程） 第二百四十六条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定め、これを当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなけ	(3)　運営規程 条例第 246 条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定め、こ

ればならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入居定員及び居室数 四　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 六　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 七　施設の利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　その他事業の運営に関する重要事項 （受託居宅サービス事業者への委託） 第二百四十七条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。 ２　受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。 ３　受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百五十条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準条例第六十二条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。	れを当該外部サービス利用型指定特定施設の従業者及び利用者に周知しなければならないことを指定特定施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容 「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものであること。 ②　その他運営に関する重要事項 従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方　　法を定めておくこと。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 (4)　受託居宅サービス事業者への委託 条例第 247 条は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に受託居宅サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。 ①　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

4　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 5　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 6　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、本市に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。 7　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 8　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。 イ　当該委託の範囲 ロ　当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件 ハ　受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が条例第 11 章第 5 節の運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨 ニ　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨 ホ　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨 ヘ　受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ト　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ②　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は①のハ及びホの確認の結果　の記録を作成しなければならないこと。 ③　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う

	①のニの指示は、文書により行わなければならないこと。 ④　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、条例第 248 条第 2 項の規定に基づき、①のハ及びホの確認の結果の記録を 2 年間保存しなければならないこと。 ⑤　一の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。 ⑥　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護のサービスを提供する事業者と予め契約し、法第 70 条第 1 項及び施行規則第 123 条第 1 項により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。 ⑦　条例第 247 条第 7 項は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、条例第 227 条の身体的拘束等の禁止並びに条例第 249 条により準用される第 36 条の秘密保持等、第 41 条の事故発生時の対応及び第 56 条の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。 (5)　特定施設サービス計画の作成 ①　第 3 の十の 3 の(7)によるほか、次の事項に留意すること。当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定

（記録の整備） 第二百四十八条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第二百二十八条第三項の特定施設サービス計画 二　第二百四十五条第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 三　前条第八項に規定する結果等の記録 四　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　次条において準用する第二百二十五条第二項に規定する提供した具	施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成することとすること。 ②　受託居宅サービス事業者のサービス計画（訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画等）は、特定施設サービス計画と整合が図られなければならないこと。

体的なサービスの内容等の記録 八　次条において準用する第二百二十七条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 九　次条において準用する第二百三十四条第三項に規定する結果等の記録 十　施行規則第六十四条第三号に規定する書類 ３　前二項の規定によるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	
（準用） 第二百四十九条　第十三条、第十四条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第四十二条まで、第五十六条、第五十七条、第百十一条、第百十二条、第二百二十三条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十四条から第二百三十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十六条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十六条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十五条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十四条中「指定特定施設入居者生活介護」と	(6)　準用 条例第 249 条の規定により、条例第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 28 条、第 35 条から第 42 条まで、第 56 条、第 57 条、第 111 条、第 112 条、第 223 条から第 228 条まで、第 231 条、第 232 条及び第 234 条から第 236 条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(4)、(5)、(11)、(14)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、第 3 の二の 3 の(3)、(4)、第 3 の六の 3 の(6)、(7)、第 3 の十の 3 の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)を参照すること。

あるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 第十三章　福祉用具貸与 第一節　基本方針 第二百五十条　指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、当該利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、当該利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （福祉用具専門相談員の員数） 第二百五十一条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に	十一　福祉用具貸与 １　人員に関する基準 (1)　福祉用具専門相談員に関する事項（条例第 251 条） ①　福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 3 条の 2 第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第 3 条の 2 第 1 項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ②　また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 18 条第 2 項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府

関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一　指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百四十条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第二百四十条第一項

二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百五十七条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第二百五十七条第一項

三　指定特定福祉用具販売事業者　第二百六十八条第一項

（管理者）

第二百五十二条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第二百五十三条　指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの

県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。

③　指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で 2 以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で 2 以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の 4 つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で 2 人でもって足りるものである。

(2)　管理者（条例第 252 条）

訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の一の 1 の(3)を参照すること。

2　設備に関する基準

(1)　条例第 253 条第 1 項に規定する必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

区画を有するものであるほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、第二百六十一条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 2　前項の設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　福祉用具の保管のために必要な設備　次に掲げる基準 イ　清潔であること。 ロ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具に区分されることが可能であること。 二　福祉用具の消毒のために必要な器材　当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 3　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第二百四十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第二百五十四条　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該	(2)　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 (3)　同条第2項第1号ロは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。 (4)　同条第2項第2号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、条例第261条第2項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。 3　運営に関する基準 (1)　利用料等の受領 ①　条例第254条第1項、第2項及び第4項は、指定訪問介護に

当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 二　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5　指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。	係る条例第 22 条第 1 項､第 2 項及び第 4 項と同趣旨であるため、第 3 の一の 3 の(10)の①、②及び④を参照すること。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。 ②　条例第 254 条第 3 項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、 イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 ロ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用については、前 2 項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 ③　同条第 5 項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第二百五十五条　指定福祉用具賃与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに当該利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 ３　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	(2)　指定福祉用具貸与の基本取扱方針 条例第 255 条第 2 項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。
（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第二百五十六条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 二　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 三　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。 四　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応	(3)　指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成 ①　条例第 256 条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第 4 号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 ②　同条第 3 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものと

じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

五　居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合は、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずること。

2　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定福祉用具貸与を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第二百五十七条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十五条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

する。

なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

③　同条第 4 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。

④　同条第 5 号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならな

5　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 6　第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。	い。 ⑤　福祉用具貸与計画の作成 イ　条例第 257 条の 2 第 1 項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 ロ　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 　なお、福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ハ　福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 　なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ニ　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作

（運営規程）

第二百五十八条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定福祉用具貸与事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務内容

三　営業日及び営業時間

四　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

五　通常の事業の実施地域

六　その他事業の運営に関する重要事項

成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

なお、福祉用具貸与計画は、条例第 263 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。

(4)　運営規定

条例第 258 条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額（第 4 号）

「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（1 割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、条例第254条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（条例第 262 条第 2 項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定に

	は必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 ②　その他運営に関する重要事項（第６号） (6)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。
（適切な研修の機会の確保） 第二百五十九条　指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。	(5)　適切な研修の機会の確保（条例第 259 条） 福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。
（福祉用具の取扱種目） 第二百六十条　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	
（衛生管理等） 第二百六十一条　指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 ３　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保	(6)　衛生管理等（条例第 261 条） ①　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品

管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。 ②　第 3 項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規定等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 イ　当該委託等の範囲 ロ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が条例第 12 章第 4 節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ニ　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ホ　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所用の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ヘ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償す

	べき事故が発生した場合における責任の所在 ト　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ③　指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。 ④　指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行われなければならない。 ⑤　指定福祉用具貸与事業者は、条例第 263 条第 2 項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を 2 年間保存しなければならない。
（掲示及び目録の備付け） 第二百六十二条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 （記録の整備） 第二百六十三条　指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	(7)　記録の整備 条例第 263 条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 ①　福祉用具貸与計画 ②　提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録 ③　3 の(6)の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書 ④　準用される条例第 28 条に係る市町村への通知に係る記録

一　第二百五十七条第一項の福祉用具貸与計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第二百六十一条第四項に規定する結果等の記録 四　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	⑤　準用される条例第 39 条第 2 項に係る苦情の内容等の記録 ⑥　準用される条例第 41 条第 2 項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第二百六十四条　第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十二条まで、第五十七条並びに第百九条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十一条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十三	(8)　準用 条例第 264 条の規定により、条例第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 42 条まで、第 57 条並びに第 109 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の六の 3 の(5)を参照すること。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①　条例第 12 条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第 16 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 20 条中「初回訪問時及び

<table>
<tr>
<td>条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第五節　基準該当居宅サービスに関する基準</td>
<td>利用者」とあるのは「利用者」と、第 21 条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 23 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 109 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。
②　準用される条例第 109 条第 1 項及び第 2 項については、次の点に留意すること。
イ　指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。
ロ　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、条例第 261 条第 3 項の規定に留意すること。
4　基準該当福祉用具貸与に関する基準
青森市内に所在する事業者においては、サービスの確保が十分になされていることから、当分の間はこれを認めない。ただし、青森市外における離島・山間地・過疎等の地域に居住する青森市の居宅要介護等被保険者に対し、都道府県の指定を受けていない事業者がサービスを提供する場合にあって、その地域特有の実情</td>
</tr>
</table>

（福祉用具専門相談員の員数）

第二百六十五条　基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。

２　基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第二百五十四条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第二百六十六条　第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条から第四十二条まで、第五十七条、第百九条第一項及び第二項、第二百五十条、第二百五十二条、第二百五十三条並びに第四節（第二百五十四条第一項及び第二百六十四条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「実施地域」

により当該事業者の他にサービス事業者が十分になく、適切なサービス量の確保が困難であると市が認める場合には、この限りでない。

(1)　福祉用具専門相談員に関する事項（条例第 265 条）

基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所で福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、基準該当福祉用具貸与事業所での員数を満たしているものとみなすことができる。

(2)　準用

条例第 266 条の規定により、条例第 10 条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 38 条まで、第 39 条（第４項を除く。）、第 40 条から第 42 条まで、第 57 条、第 109 条第 1 項及び第 2 項、第 250 条、第 252 条、第 253 条並びに第 4 節（第 254 条第 1 項及び第 264 条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(25)まで、第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の六の 3 の(5)並びに第 3

とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百九条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 第十四章　特定福祉用具販売 第一節　基本方針 第二百六十七条　指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るもので	の十一の１（(1)の③を除く。）から３までを参照すること。なお、この場合において、準用される条例第 254 条第 2 項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。 十二　特定福祉用具販売

なければならない。 　　　第二節　人員に関する基準 （福祉用具専門相談員の員数） 第二百六十八条　指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準条例第二百四十条第一項 二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準条例第二百五十七条第一項 三　指定福祉用具貸与事業者　第二百五十一条第一項 （管理者） 第二百六十九条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させること	１　人員に関する基準 (1)　福祉用具専門相談員に関する事項（条例第 268 条第 1 項） 　福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第 3 の十一の 1 の(1)を参照すること。 (2)　管理者（条例第 269 条） 　訪問介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の一の 1 の(3)を参照すること。

ができるものとする。 　　　第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第二百七十条　指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するものであるほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第二百五十六条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第二百五十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 　　　第四節　運営に関する基準 （サービスの提供の記録） 第二百七十一条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。	２　設備に関する基準 (1)　条例第 270 条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (2)　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 ３　運営に関する基準 (1)　サービス提供の記録 　条例第 271 条は、当該特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 　また、「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 　なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、条例第 276

（販売費用の額等の受領）

第二百七十二条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

二　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

３　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要となる書類等の交付）

第二百七十三条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

一　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

条第２項に基づき、２年間保存しなければならない。

(2)　販売費用の額等の受領

①　条例第 272 条第１項に規定する「販売費用の額」とは、法第 44 条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。

②　条例第 272 条第２項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、

イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

ロ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払をうけることは認めないこととしたものである。

③　条例第 272 条第３項は、指定訪問介護に係る第 20 条第４項と同趣旨であるため、第３の一の３の(10)の④を参照すること。

(3)　保険給付の申請に必要となる書類等の交付

条例第 273 条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、

①　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給

二　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三　領収書

四　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第二百七十四条　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

二　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

三　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

四　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書

②　領収書

③　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

を利用者に対し、交付することとされている。

(4)　指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成

①　条例第 274 条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。

②　同条第 3 号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

③　同条第 4 号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、

２　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定特定福祉用具販売を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。 （特定福祉用具販売計画の作成） 第二百七十五条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第二百五十六条第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。 ２　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。 ３　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 ４　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。	福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ④　特定福祉用具販売計画の作成 イ　条例第 274 条の 2 第 1 項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 ロ　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ハ　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

	なお、特定福祉用具販売計画は、条例 215 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。
（記録の整備） 第二百七十六条　指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第二百七十五条第一項の特定福祉用具販売計画 二　第二百七十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	(5)　記録の整備 条例第 276 条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 ①　特定福祉用具販売計画 ②　提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録 ③　準用される条例第 28 条に係る市町村への通知に係る記録 ④　準用される条例第 39 条第 2 項に係る苦情の内容等の記録 ⑤　準用される条例第 41 条第 2 項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第二百七十七条　第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十八条、第三十五条、第三十六条から第四十二条まで、第五十七条、第百九条第一項及び第二項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二	(6)　準用 条例第 277 条の規定により、条例第 10 条から第 16 条まで、第 18 条から第 20 条　まで、第 28 条、第 35 条、第 36 条から第 42 条まで、第 57 条、第 109 条第 1 項及び第 2 項、第 255 条、第 258 条

百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百九条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。	から第 260 条まで並びに第 262 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(7)及び(8)、(14)、(20)から(25)まで第 3 の二の 3 の(4)、第 3 の六の 3 の(5)、第 3 の十一の 3 の(2)、(4)及び(5)を参照すること。 この場合において、次の点に留意するものとする。 ① 条例第 12 条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 16 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 20 条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 109 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第 255 条中「福祉用具」とあるのは「福祉用具販売」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第 258 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 259 条及び第 260 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。 ② 準用される条例第 109 条第 1 項及び第 2 項については、次の点に留意すること。 イ 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 ロ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない

第十四章　雑則 （委任） 第二百七十八条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。 ③　準用される条例第 258 条については、次の点に留意するものとする。 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第 44 条第 3 項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他費用の額」としては、条例 212 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録（条例 277 条で準用する第 262 条第 2 項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 第４　介護予防サービス **（「第４　介護予防サービス」は、「青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」と併せて別に掲載するのでそちらを参照すること。）**

附　則 （施行期日） 第一条　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。 （見直し） 第二条　市は、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を常に向上させるよう、当該基準について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 （経過措置） 第三条　平成十二年四月一日において存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下「旧老福法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいい、基本的な設備が完成されているものを含み、この同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第百五十二条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は、適用しない。 第四条　平成十三年三月一日において医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）による改正前の医療法第七条第一項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存病院建物」という。）であって、同日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けていないものを指定短期入	

所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所については、第百九十二条第一項第三号の規定に関わらず、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を有するものでなければならない。 一　食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するものであること。 二　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 第五条　既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存病院建物として使用されているもののうち、療養病床に係る一の病室の病床数が四床を上回るものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る一の病室の病床数は、第百九十二条第一項第三号の規定にかかわらず、四床以下でなければならない。 第六条　既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存病院建物として使用されているもののうち、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル未満であるものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る病室の床面積は、第百九十二条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上でなければならない。 第七条　既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、機能訓練室の床面積が、内法による測定で、四十平方メートル未満であるものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室は、第百九十二条第一項第三号の規定にかからず、内法による測定	

で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具が備えられたものでなければならない。 第八条　平成十三年三月一日において開設されていた診療所の建物（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存診療所建物」という。）であって、同日以後引き続き既存診療所建物として使用されているもののうち、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けていないものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所については、第百九十二条第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を有するものでなければならない。 一　食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するものであること。 二　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 第九条　既存診療所建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存診療所建物として使用されているもののうち、療養病床に係る一の病室の病床数が四床を上回るものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る一の病室の病床数は、第百九十二条第一項第三号の規定にかかわらず、四床以下としなければならない。 第十条　既存診療所建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き当該既存診療所建物として使用されているもののうち、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル未満であるものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当	

該指定短期入所療養介護事業所の療養病床に係る病室の床面積は、第百九十二条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。 第十一条　平成十二年四月一日において存する老人短期入所事業（旧老福法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設（以下「老人短期入所施設をいい、基本的な設備が完成されているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第百八十七条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。 第十二条　介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年四月一日においてその定員が四人以下であるものについては、第二百二十一条第四項第一号イ及び第二百四十三条第四項第一号イの規定は、適用しない。 第十三条　平成十八年四月一日において存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあっては、第二百四十三条第四項第一号イの規定は、適用しない。	

第十四条　平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであって、同月二日以後に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第一条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの（平成二十三年九月一日において改修、改築又は増築中の平成十七年前指定短期入所療養介護事業所（第二百八条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、この条例の施行の日以後最初に到来する指定短期入所療養介護及びユニット型指定短期入所療養介護の指定の更新の日までの間は、なお従前の例によることができる。	

逐条解釈別表１

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

利用者の数	①に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
40 人以下	1	1
40 人超　80 人以下	2	1
80 人超　120 人以下	3	2
120 人超　160 人以下	4	3
160 人超　200 人以下	5	4
200 人超　240 人以下	6	4
240 人超　280 人以下	7	5
280 人超　320 人以下	8	6
320 人超　360 人以下	9	6
360 人超　400 人以下	10	7
400 人超　440 人以下	11	8
440 人超　480 人以下	12	8
480 人超　520 人以下	13	9
520 人超　560 人以下	14	10
560 人超　600 人以下	15	10
600 人超　640 人以下	16	11

逐条解釈別表 2

通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

		平均提供時間数						
		3.03 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利用者	5 人	3.03 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10 人	3.03 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15 人	3.03 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16 人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17 人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18 人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19 人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20 人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間